

サプライチェーンにおける 人権侵害についての企業の義務および責任 ——ドイツ法を中心に——

後藤 彰子

第1章 問題意識

第1節 研究の背景

私たちは常に多くの社会問題を抱えている。近年特に耳にするのが、地球温暖化、災害の増加・大規模化、著しく悪化していく気候変動といった環境に関する問題、及び性別・ジェンダー・人種等による差別、現代奴隷等の発展途上国における労働力の搾取といった人権に関する問題である。これらの問題はもちろん一個人によって引き起こされることもあるが、多くは企業によって引き起こされてきた。企業や投資家が自己の利益を最大化することにより、その犠牲として他のステークホルダーはあらゆる被害を被ってきた。さらに、国内だけで企業活動を行うのではなく、グローバルに展開していくのに伴って、企業による環境汚染、人権侵害の問題も世界的に引き起こされるようになってきた。そういった社会的な悪影響は、企業によって直接引き起こされる場合もあれば、企業が政府関係者又はサプライチェーンパートナーと共謀することによって間接的に引き起こされる場合もある¹⁾。この問題においては、とりわけ多国籍企業²⁾が中心的な焦点となった。その理由は、

1) John G. Ruggie, *Just Business: Multinational Corporations and Human Rights* (2013) 26-27.

2) OECD ガイドラインでは、「これらの企業（筆者注：多国籍企業）は、通常、二以上の国にお

多国籍企業の範囲と力が、効果的で公的な統治システムの範囲を超えて拡大したため、十分な制裁又は賠償なしに企業による不正行為が許される環境が生まれたためであると言われている。いわば「規制の隙間」で行動することとなり、国家が多国籍企業をコントロールすることはますます困難になっているのである³⁾。また、国際的な政治システムの中でも、多国籍企業は、大きな政治的影響力を及ぼす政治的・準国家的な存在として行動することが多くなり、さらに規制が困難になっている⁴⁾。

このような問題は、「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility、CSR)」の中で語られることが多いが、本稿では、特に、サプライチェーンで生じる人権侵害についての企業の義務及び責任について検討することとしたい。

例えば、9年前には「ラナプラザの悲劇」と呼ばれる事件が起こり、1100人以上が犠牲となった⁵⁾。ラナプラザの工場は、4階が許可なく建設されており、建物は重機を収容できるようには設計されていなかった。その労働条件の悪さが原因となり、崩壊したのだ。その前日には壁に亀裂が見受けられ

いて設立される会社又はその他の事業体から成り、様々な方法で活動を調整できるように結び付いている。これらの事業体の一又は二以上のものは、他の事業体の活動に対して重要な影響力を行使し得るが、企業内における事業体の自治の程度は、多国籍企業毎に大きく異なり得る。」と多国籍企業の定義が規定されている (外務省「OECD 多国籍企業行動指針—世界における責任ある企業行動のための勧告2011年 日本語仮訳版—」(2011年) 11頁)。もっとも、OECD ガイドラインの定義は最小限の概念であり、多国籍企業について、法的に正確かつ普遍的に受け入れられている定義はないとされる (John G. Ruggie, *Multinationals as Global Institution: Power, Authority and Relative Autonomy, Regulation & Governance* (Reg. Gov.) 12 (3) (2018) 317, 318)。

- 3) Jonathan Doh et al., *Ahoy There! Toward Greater Congruence and Synergy Between International Business and Business Ethics Theory and Research*, *Business Ethics Quarterly* (BEQ) 20 (3) (2010) 481-502.
- 4) Florian Wettstein, *Beyond Voluntariness, Beyond CSR: Making a Case for Human Rights and Justice*, *Business and Society Review* 114 (1) (2009) 125, 140; Stephen J. Kobrin, *Private Political Authority and Public Responsibility: Transnational Politics, Transnational Firms, and Human Rights*, *BEQ* 19 (3) (2009) 349-374.
- 5) 朝日新聞「劣悪、バングラデシュの縫製工場 14時間労働・強度不足のビル」(2013年7月28日) 6頁。

たが、仕事に来ることを拒否した場合、給与を1ヶ月保留すると労働者らは脅迫されていた。この事件が悲劇と呼ばれるのは、多数の死傷者を出してしまったことだけではなく、大量生産・大量消費という社会の仕組みに起因していることにも由来する。安い人件費を目当てに、有名なファッションブランドがラナプラザの縫製工場に発注し、労働者は危険を知らされながらも強制的に就労させられていた。安くて手軽なファストファッションは、貧しい国の労働者を搾取し、命までも奪いうるリスクがあることを知らしめた事件だった。

サプライチェーンにおける人権侵害でもっともよく知られているのがこういった「現代奴隷」の問題である。現代奴隷には、強制労働、児童労働、危険な労働条件、又は性別や宗教等による差別を含む労働の取り扱いが含まれる⁶⁾。その中でも、強制労働とは、「ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、右の者が自ら任意に申し出たものではない一切の労務」のことをいう(1930年の強制労働条約(第29号)2条1項)。ILOとウォーク・フリー財団によって作成された報告書では、2016年時点で2490万人が強制労働の被害に遭っているとされている⁷⁾。ここでの強制労働には、民間経済における強制労働、成人に対する強制的な性的搾取と子どもの性的搾取、及び国家が課す強制労働が含まれている⁸⁾。他にも、労働以外の人権侵害として、地域社会の環境を健康に有害な状態にする行為、地域の農地を荒廃させ地域社会の生活水準を低下させる行為、地域住民個人の権利の侵害への関与等が挙げられる⁹⁾。

こういったビジネスに関連する人権侵害の多くは、所得が低く、統治システムが弱く、武力紛争に直面している、又は最近になって紛争から脱却した

6) David Hess, *The Transparency Trap: Non-Financial Disclosure and the Responsibility of Business to Respect Human Rights*, *American Business Law Journal* 56 (1) (2019) 5, 11.

7) ILO/Walk Free Foundation, *Global Estimates of Modern Slavery* (2017) 9.

8) Id. at 9-10.

9) Human Rights and Business Dilemmas Forum, available at: <https://hrbdf.org>, accessed May 29, 2022.

国で発生している¹⁰⁾。すなわち、多国籍企業はかつてないほどの力を手に入れ、発展途上国における規制及び執行の弱さとの間に非対称性を生み出しているのである¹¹⁾。外国国家及びそこにおける企業が人権基準を実施できない、又は実施する意思がない場合にこそ、企業が人権を尊重するという一種の補助的な責任を負わせるために、国際的な基準及び国内法が必要と考えられる。そこでは、「バイヤー（企業）が製品・資材・原料等を調達するにあたり、供給者と協働して従来の品質・性能・価格・納入期間等に環境・労働環境・人権等の CSR 要素を加えて、サプライチェーン全体で CSR を推進する活動」（これは「CSR 調達」と言われる¹²⁾）をどのように企業に選択させるかが課題となる。

「ビジネスと人権（Business and Human Rights, BHR）」の問題は、CSR の問題の一種と考えられる。しかし、CSR と BHR には大きな違いがあるという意見もある。CSR は、企業の責務は何か、社会はどうあるべきか、という特定の企業の見解及び態度に主に依存しているのに対し、BHR は、国際条約及び国際協定に明記された、非常に明確に定義されたグローバルスタンダードに基づいている¹³⁾。すなわち、CSR はビジネスマネジメントの研究に根ざしているのに対し、BHR は主に、権利と救済の形式的な概念に焦点を当てた、法規範の研究及び人権の擁護から生まれたという、両者の起源に違いがあるとするのだ¹⁴⁾。この差異により、互いに並行して発展してきたこと

10) Ruggie, *supra* note 1, at 28-29.

11) Ionel Zamfir, European Parliament, *Towards a mandatory EU system of due diligence for supply chains* (2020) 1.

12) 一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、サプライチェーン分科会「CSR 調達入門書—サプライチェーンへの CSR 浸透—（第2版）」（2018年）4頁。

13) Alan Franklin Surrey, *So You Want To Be a Compliance or Risk Assessment Officer?*, SSRN Electronic Journal (2017) 4-5; Joanne Bauer, *The problem with corporate social responsibility* (2014) accessed through Open Democracy at: <https://www.opendemocracy.net/en/problem-with-corporate-social-responsibility/>, accessed May 29, 2022.

14) Anita Ramasastry, *Corporate Social Responsibility Versus Business and Human Rights: Bridging the Gap Between Responsibility and Accountability*, *Journal of Human Rights* 14 (2) (2015) 237, 237.

について、CSR と BHR の分野は「大きな断絶 (great divide)」「独特の断絶 (peculiar disconnect)」に晒されていると表現されている¹⁵⁾。しかし、いずれも、どれほど拘束力を持たせ、どこまでの範囲で企業に守らせるかという問題が最大の論点であることから、起源の差異という問題はそれほど重要ではなく、両者を区別する意義がないように思われる。起源が異なり平行線で発展してきたとしても、本質的には同じ論点が問題であるという点で交っており、その交点について議論する際には両者を区別する必要性はないと考えられる。

第2節 日本における現状

欧米に限らず日本の市場でも、購入される製品のほぼ全てがグローバルなサプライチェーンに由来しているため、そこでの人権侵害と無縁ではない。ウォーク・フリー財団が2018年7月に公表した「国際奴隷指数2018」によると、2018年時点のG20構成国における現代奴隷のリスクを有する商品の年間輸入額は、アメリカ、日本、ドイツ、イギリス、フランスの順に多いとされている¹⁶⁾。したがって私たちが普段何気なく手にする製品も、実は遡ってみれば人権侵害を引き起こしている可能性は十分に考えられる。それにもかかわらず、サプライチェーンで取引されていくうちにまるで何の問題もない製品かのように扱われて販売されている。すなわち、サプライチェーンにおける人権問題の透明化が日常的に行われているのである。

しかし、拘束力を有する日本の法制度において、人権等に関する企業の社会的責任は一切取り上げられてこなかった。すなわち、CGコード等のソフトローに委ねるのみで、市場の力だけに頼りきっている状態が長く続いた。とりわけ人権デュー・デリジェンスに関しては、日本政府が2020年10月に策定したビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)によると、努力目

15) Florian Wettstein, *CSR and the Debate on Business and Human Rights: Bridging the Great Divide*, BEQ 22 (4) (2012) 739-740.

16) Walk Free Foundation, *The Global Slavery Index 2018* (2018) iv.

標ですらなく、「人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入すること…を期待する」との表現にとどまっている¹⁷⁾。実務に関しても、2020年に経団連が実施したアンケート結果によると、人権リスクの特定・影響評価、人権リスクの予防・対処等の人権デュー・ディリジェンスに取り組んでいる企業は、2018年度調査と同割合の3割程度であり、また、回答率も1割から2割と低かったため、実際に取り組んでいる企業の割合はかなり低いと推定される¹⁸⁾。

2021年4月14日の衆院外務委員会にて人権デュー・ディリジェンスの法制化について取り上げられたが、気候変動問題に比べて人権問題への関心が国内では低いため、法制化は時期尚早であるというのが政府の認識であった¹⁹⁾。当委員会で問題提起した国民民主党が同年6月に人権デュー・ディリジェンス法案の骨子を発表しているが、ヨーロッパと異なる点で興味深いのは、罰則を設ける代わりに、インセンティブを与えるという形にしている点である²⁰⁾。すなわち、人権デュー・ディリジェンスの実施状況が「優良」と認定された企業に対し、政府が公共事業等において優遇するインセンティブを与えるとしていた²¹⁾。

他方で、近年、株式市場においても ESG をめぐる投資家の目線が厳しくなっている。中でも今日頻繁に見られるようになったのが、人権に関する厳しい投資家の対応である。例えば、中国・新疆ウイグル自治区の人権侵害への対応が不十分とされる良品計画や、軍による人権侵害が指摘されるミャンマーへ事業を展開するキリンホールディングス等の「人権リスク」を抱

17) ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議「『ビジネスと人権』に関する行動計画(2020-2025)」(2020年)30頁。

18) 経団連「第2回 企業行動憲章に関するアンケート調査結果—ウィズ・コロナにおける企業行動憲章の実践状況—」(2020年)1頁、26-27頁。

19) ハフティングポスト「『ユニコロへの捜査、日本政府に責任』引退目前、山尾志桜里氏が人権関連法案を急ぐ理由とは」(2021年8月4日)。

20) ハフティングポスト・前掲注(19)。

21) ハフティングポスト・前掲注(19)。

える銘柄の株価は軟調傾向となった²²⁾。キリンホールディングスは、ミャンマー国軍とつながりのある企業と提携していたため、戦争又は紛争での深刻な人権侵害に寄与する容認できないリスクがあった。そのことを理由に、ノルウェー中央銀行投資運用局 (NBIM)²³⁾ が、キリン株を保有対象除外とする可能性を示し、監視下に置くことを決定した²⁴⁾。こういった市場の規律づけには大きな影響力があるが、一方で、現地世論の反発に苦慮している企業も多い²⁵⁾。

また、米税関は、ウイグル産の綿を使用しているとしてユニクロのシャツの輸入を差し止めた²⁶⁾。米中の政治的対立が背景にあるとしても、このように世界的に見て、人権侵害に対する企業の対応とその公表の要求が増しており、その要求に対する対応が不十分な場合にリスクが顕在化してしまうおそれがあるといえる。

こういった流れの中、2022年3月から、経済産業省が、サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会を開催している。この検討会では、UNGPをはじめとする国際スタンダードに則り、人権尊重のための業種横断的なガイドライン策定が目指されることとなっている²⁷⁾。2022年5月時点では、ガイドラインの骨子案が公表されているという段階である²⁸⁾。現段階では、基本的に、UNGPの内容が記載されるにとどまっており、今後どのように具体的指針として規定できるかが課題となる。もちろんこのガイド

22) 日本経済新聞「株、人権でも『選別』の芽 良品計画・ファストリに逆風」(2021年4月16日)。

23) ESG投資で注目されている世界最大の政府系ファンド (SWF) を運用している。

24) NORGES BANK, *Decisions on observation and exclusion* (2021.3.3.), available at: <https://www.nbim.no/en/the-fund/news-list/2021/decisions-on-observation-and-exclusion/>, accessed May 29, 2022.

25) 日本経済新聞「人権問題、投資家が圧力 ウイグル巡り企業板挟み」(2021年4月9日)。

26) 日本経済新聞「ユニクロと国際人権リスク」(2021年5月25日)。

27) 経済産業省「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会の設置について」(2022年3月)。

28) 経済産業省・第3回 サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会「ガイドライン骨子案 (議論のたたき台)」(2022年4月27日)。

ラインは、「法的拘束力を有するものではない」と明言されており²⁹⁾、具体的な人権デュー・ディリジェンスへの取組方法を企業に提示する目的が第一である³⁰⁾。

第3節 本稿の目的

このような問題意識から、本稿では、多国籍企業が、その企業自身として、親会社として、そして供給者となる企業やそのステークホルダーに大きな影響を及ぼす存在として、どのような義務及び責任を負うべきかについて、検討を加えることとする。換言すると、この検討は、企業の活動を通じて、人権問題の解決を図る道筋を探ろうとするものである。

本稿では、以下、第2章において、人権に関する企業の責任を規律する国際的な基準及びその議論の枠組みについて明らかにする。その上で、ソフトローによる規制かハードローによる規制かを検討し、国家による規制が必要か否かについて論じる。第3章では、ドイツで2021年に制定されたサプライチェーン注意義務法について、義務規定制定までの流れと本法における規定内容を紹介する。その後、本法による企業への影響を把握し、本法に対する評価を行う。第4章では、ドイツにおける私法上の規制及びそこでの議論を追う。具体的には、企業の不法行為責任、企業間における契約の法的性質、取締役の会社に対する義務について取り上げる。

なお、本稿の後半では、ドイツ法を比較法検討の対象とする。その理由は、本稿が取り上げる課題について、法整備が進み、学説の蓄積があり、さらに、これらの内容が日本で十分に紹介されていないためである。

29) 経済産業省・第3回 サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会・前掲注(28)1頁。

30) 経済産業省・前掲注(27)。

第2章 国際的なガイドラインにおける人権

第1節 国際的なガイドラインにおける人権の位置付け

伝統的な見解によると、人権は、人間に固有の道徳的権利としてではなく、公権力の濫用に対する特定の法的手段として、個人の自由を保護していると考えられてきた³¹⁾。これによれば、人権は国家に対してのみ直接的な責務を負わせ、企業に対しては直接的な責務を負わせていないこととなる³²⁾。しかし、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）」や経済開発協力機構（OECD）の「多国籍企業行動指針（OECD ガイドライン）」によれば、民間企業も人権に拘束される³³⁾。これは、企業が事実上、国家に準じて人権の領域全体に影響を及ぼしうる存在と考えられているためである（OECD ガイドライン人権に関する注釈5参照³⁴⁾。したがって、現在では、国家の法と行動とは独立して、企業自身が人権の尊重を求められることとなる（OECD ガイドライン人権に関する注釈2及び注釈3³⁵⁾）。

上記のガイドラインで保護されている「人権」は、少なくとも、国際人権章典における人権や労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言に規定されている基本的権利に関する原則等における人権といった、国際的に承認された人権を指している（UNGP 原則12、OECD ガイドライン人権に関する注釈4³⁶⁾）。したがって、伝統的に人権保護の最前線である、生命、身体、自由、財産の保護に加えて、労働法の原則を含む社会的・経済的権利をも含んだ幅広い人権の概念も尊重すべき対象としている

31) Wettstein, supra note 4, at 137-138.

32) Ibid.

33) 外務省「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組みの実施（仮訳）」4頁、外務省・前掲注（2）24頁。

34) 外務省・前掲注（2）25頁。

35) 外務省・前掲注（2）25頁。

36) 外務省・前掲注（33）4頁、外務省・前掲注（2）25頁。

(UNGP 原則12、OECD ガイドライン人権に関する注釈4)³⁷⁾。また、「侵害」とは、企業が個人の人権に与える悪影響を意味し (OECD ガイドライン人権に関する注釈6)³⁸⁾、「人権尊重」とは、企業が他者への人権侵害を回避し、企業が関与した人権への悪影響に対処すべきことを意味する (UNGP 原則11)³⁹⁾。

第2節 企業の人権尊重及び人権デュー・ディリジェンスに関する 国際的なガイドライン

企業の人権尊重及び人権デュー・ディリジェンスについての、責任ある企業活動に関する一般的なガイダンス、及びセクターや課題別のガイドラインの数は年々増えている。とりわけ、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) と OECD は、企業がその義務を果たすためにできることを、分野横断的なガイドラインと分野別のガイドラインで精緻化している。これらは、グローバルなサプライチェーンにおける企業の人権尊重及び人権デュー・ディリジェンスについての世界的な参照点となっている⁴⁰⁾。そのため、以下では、これらの内容を紹介することにした。

1. 国連のビジネスと人権に関する指導原則 (UNGP)

UNGP は、企業に人権を尊重すべきとした初めての国際的なガイドラインであり、2011年に採択された。Ruggie が作成したため、ラギー原則とも言われる。UNGP は、「II. 人権を尊重する企業の責任」において、企業が人権を尊重すべきことを述べ、その責任を果たすために、①企業活動による人権への悪影響の惹起又はその助長を回避し、惹起した際には対処すること、②企業活動と直接関連する、又は取引関係による製品若しくはサービスに直

37) 外務省・前掲注 (33) 4頁、外務省・前掲注 (2) 25頁。

38) 外務省・前掲注 (2) 25頁。

39) 外務省・前掲注 (33) 4頁。

40) Tanja Gönner, *Soziale und ökologische Marktwirtschaft in einer globalen Wirtschaft*, in: Ralf Fücks/Thomas Köhler, *Soziale Marktwirtschaft ökologisch erneuern* (2019) 179, 187.

接関連する人権への悪影響については、企業がその惹起に寄与していなくても、回避又は軽減に努めることを要求している（UNGP 原則13）⁴¹⁾。

UNGP では、リスク回避のための中心的な手段として人権デュー・ディリジェンスが確立されている。デュー・ディリジェンスは直訳すると「(相当な)注意」のことである（英語では Due Diligence、ドイツ語では Sorgfalt と表記される）。UNGP によると、企業は「人権への影響を特定し、予防し、軽減し、対処方法を説明するための人権デュー・ディリジェンス手続」を導入しなければならない（UNGP 原則15）⁴²⁾。企業の人権デュー・ディリジェンス手続とは、「人権を尊重する責任を果たすために、合理的で慎重な企業が、その状況（部門、業務上の背景、規模及び同様の要因を含む）に照らして実施する必要がある継続的な管理手続」のことである⁴³⁾。その手続は、現実の及び潜在的な人権への影響を評価すること、調査結果を統合し、対処すること、対応を追跡調査すること、及び対処方法を周知することを含むべきであるとされている（UNGP 原則17）⁴⁴⁾。潜在的な影響は、予防又は軽減によって対処し、現実に企業が惹起した、又は助長した影響は、是正の対象となる（UNGP 原則22）⁴⁵⁾。

加えて、UNGP は、企業が人権を保護するために、合理的な範囲内で、グループ全体、そしてグローバルなサプライチェーンにおける注意義務を果たすことを求めている⁴⁶⁾。もっとも、UNGP は、従前の「影響範囲 (sphere of influence)」アプローチ⁴⁷⁾ や「階層ベース (tier-based)」アプローチ⁴⁸⁾ によ

41) 外務省・前掲注 (33) 4 頁。

42) 外務省・前掲注 (33) 4 頁。

43) Office of the UN High Commissioner for Human Rights, *The Corporate Responsibility to Respect Human Rights: An Interpretative Guide* (2012) 6.

44) 外務省・前掲注 (33) 5 頁。

45) 外務省・前掲注 (33) 7 頁。

46) See Office of the UN High Commissioner for Human Rights, *Guiding Principles on Business and Human Rights* (2011) 18-19.

47) 影響範囲アプローチとは、ビジネスパートナーや事業活動に対して行使する（かもしれない）支配力や影響力を理由として、企業の人権責任の範囲を定めるアプローチのことを指す（Daniel Augenstein/Chiara Macchi, *The Role of Human Rights & Environmental Due Diligence*

って企業の責任範囲を規定してはいない⁴⁹⁾。

2. OECD 多国籍企業行動指針 (OECD ガイドライン)

OECD ガイドラインは、第1部IV. において、企業に対し、国際的に認められた人権、活動を行う国の国際的人権義務、並びに関連する国内法及び規則の枠内において、①人権侵害を避け、企業が関与した人権への悪影響に対処することによる人権の尊重、②企業自身の活動において、人権への悪影響を引き起こす又は一因となることの回避と、そのような影響が生じた場合の対処、③企業が人権への悪影響の一因となっていなくとも、取引関係により、企業の事業活動、製品、又はサービスに直接結びついている場合の、人権への悪影響の防止又は緩和方法の模索、④人権尊重のための政策的なコミットメント、⑤企業の規模、事業の性質及び活動の文脈、並びに人権への悪影響のリスクの重大性に応じた適切な人権デュー・ディリジェンスの実施、⑥企業が人権への悪影響を引き起こした又は一因となったと特定した際は、それらの悪影響からの救済における正当な手続の提供又はそれを通じた協力、を規定している⁵⁰⁾。

また、OECD-RBC ガイダンスでは、企業に対して、①責任ある企業活動を企業のポリシー及び管理システムに組み込むこと、②責任ある企業活動の課題に対する現実の及び潜在的な悪影響を特定すること、③悪影響を中止、防止、又は軽減すること、④実施状況及び結果を追跡すること、⑤影響にどう対処したかを周知すること、並びに⑥必要に応じて是正措置を講じることといった人権デュー・ディリジェンスの実施を求めている⁵¹⁾。

Legislation in Protecting Women Migrant Workers in Global Food Supply Chains (2021) 29)。

48) 例えば、後述するドイツのサプライチェーン注意義務法のような、直接的な供給者や間接的な供給者を区別したアプローチをいう。

49) Augenstein/Macchi, *supra* note 47, at 29.

50) 外務省・前掲注 (2) 24頁。

51) OECD, *OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct* (2018) 21.

第3節 企業による人権侵害に対する規律方法

1. ソフトロー・ハードロー

「ボランティア／マンドトリーの議論 (the voluntary/mandatory debate)」、すなわち、任意で法的拘束力のないガバナンスで十分なのかどうかという点が、企業の責任をめぐる議論で何十年にもわたって恒常的に注目されている。数年前までは政治的なコンセンサスが得られていなかったため、BHRは基本的にソフトローの手段に限定されていた⁵²⁾。上述したUNGPもOECDガイドラインも、国際的な参照点にはなっているが、正式な法規範ではなく、むしろ、ソフトローとして扱われる⁵³⁾。他方でハードローには、国家における法律及び国家間の条約が存する。

自主的なルールを規定したソフトローであってもその規定を守る必要があるとは認識されている。しかし、私的機関は強力な執行メカニズムを持たないため、ソフトな責任しか確立できない⁵⁴⁾。つまり、自主的な性質を持つため、民間のトランスナショナル・ガバナンスは普遍的な参加を確保することができないのである⁵⁵⁾。さらに、企業は、市場の拡大、株主の歓心、自立性の最大化といった利益を有している。そのため、ソフトローにより、サプライチェーンにおけるコンプライアンスの推進を企業自身の意思に委ねたとしても、十分に実施されない危険性が指摘されている⁵⁶⁾。したがって、ソフトローが貧困国における人権状況を改善することができるかどうかは疑わし

52) Barnali Choudhury, *Balancing Soft and Hard Law for Business and Human Rights*, *International & Comparative Law Quarterly* 67 (4) (2018) 961, 979.

53) z.B. Birgit Spießhofer, *Compliance und Corporate Social Responsibility*, *Neue Zeitschrift für Gesellschaftsrecht (NZG)* (2018) 441, 445 f.

54) Weidong Liu/Peter Dicken, *Transnational Corporations and Public Accountability*, *Environment and Planning A-Economy and Space* 38 (7) (2006) 1229-1247.

55) Christine Moser/Sina Leipold, *Toward "hardened" accountability? Analyzing the European Union's hybrid transnational governance in timber and biofuel supply chains*, *Reg. Gov.* 15 (1) (2021) 115, 117.

56) Tim Bartley, *Rules without Rights, Land, Labor, and Private Authority in the Global Economy*, Oxford University Press (2018) 258-285.

い。同様に、基準設定機関、認証機関、監査人等の民間のトランスナショナル・ガバナンス関係者は、その繋がりと収益に関して多国籍企業の参加に決定的に依存しており、参加者や顧客を疎外することなく厳格な規則を推進・実施することが難しいという課題が生じている⁵⁷⁾。

そこで近年は、ハードローによる規制が増えつつある。このような事情の背景に、企業の自主的な取り組みによる人権の尊重と保護は困難であり、企業の不祥事を誘発する余地があることが挙げられる。サプライチェーンを通じたデュー・ディリジェンスの要求に関するEU主催の調査研究においても、ビジネスと人権に対する自主的なアプローチ、いわゆるソフトロー・アプローチは不十分であると結論づけられている⁵⁸⁾。UNGPのソフトロー・アプローチを擁護していたRuggieでさえ、重大な人権侵害に関して一定のガバナンス・ギャップが存在し、他の手段では対処できない分野については、拘束力のあるBHR規制の考えを支持している⁵⁹⁾。そのため、法的拘束力のある要件と国家による制裁に基づくハードなトランスナショナル規制は、企業が厳格な基準を回避したり、コミットメントを後退させたり、さらには不祥事を軽微な損害で存続させたりすることを封じ込めるためには不可欠な手段と考えられる⁶⁰⁾。すなわち、制裁の脅威によって、より多くの企業が信頼できる監査やトレーサビリティサービスに投資し、その結果が調達決定の際に反映されると論じられている⁶¹⁾。

他方で、世界的な問題に対処する際に、ソフトローは既に一定の効果があり、その正当性を示すものとなっている⁶²⁾。すなわち第1に、国際的な合意

57) Luc Fransen, *Multi-stakeholder Governance and Voluntary Programme Interactions: Legitimation Politics in the Institutional Design of Corporate Social Responsibility*, *Socio-Economic Review* 10 (1) (2012) 163-192.

58) European Commission, *Study on Due Diligence Requirements through The Supply Chain-Final Report* (2020).

59) John G. Ruggie, *The Past as Prologue? A Moment of Truth for UN Business and Human Rights Treaty*, *Commentary* (2014) 5.

60) Bartley, *supra* note 56, at 269-271.

61) *Id.* at 271.

62) See Stefano Ponte, *'Roundtabling' Sustainability: Lessons from the Biofuel Industry*,

形成のように複雑で時間のかかるプロセスを踏む必要がないため、デッドロックに陥りにくい。第2に、参加者が限定されておらず、企業全体としての意識形成が可能である。意識形成により、問題の防止への対策を企業に要求するという形でのアプローチが有効に機能する。さらに、セクターや課題の分野を超えたソフトローは、企業がグローバルスタンダードに参加すること、及び企業の取引の透明性を高めることを促進する一種の規範に向かってほぼ収束している。一方で、営利団体や企業自身が開発・運営するビジネス主導のプログラムとの競争にさらされている⁶³⁾。さらなる拡散とその結果としての競争により、「ガバナンス分野の既存の断片化は、重複や対立の可能性があるため、これらのイニシアティブの集約的な効果を制限する」という懸念が生じている⁶⁴⁾。したがって国家は、例えば、先のソフトローの正式な承認や推薦を通じて、民間プログラムの権威が直面する責任の問題の一部を改善するといった戦略を取るべきであろう⁶⁵⁾。そうすることで、フォーラム・ショッピングや底辺への競争の力学から生じる可能性のある有効性へのリスクを緩和し、従来の公権力と民間機関の区別を超えた、さらなる生産的相互作用とより一貫したトランスナショナル・ガバナンス体制が期待できる⁶⁶⁾。ハイブリッド・トランスナショナル・ガバナンスでは、グローバル・サプライチェーンの企業の責任が強化される可能性が高い⁶⁷⁾。

以上のことから、ソフトローのみでの規律づけでは不十分であり、ソフトローとハードローを組み合わせることで人権についての企業の責任を強化しようと

Geoforum 54 (2014) 261, 263.

63) Moser/Leipold, supra note 55, at 117.

64) Lasse F. Henriksen/Stefano Ponte, *Public Orchestration, Social Networks, and Transnational Environmental Governance: Lessons from the Aviation Industry*, Reg. Gov. 12 (1) (2018) 23.

65) Christine Overdeest/Jonathan Zeitlin, *Assembling an Experimentalist Regime: Transnational Governance Interactions in the Forest Sector*, Reg. Gov. 8 (1) (2014) 22, 34-35.

66) Ibid.

67) Moser/Leipold, supra note 55, at 117.

する「ソフトローとハードローを組み合わせたアプローチ」⁶⁸⁾が重要である。

2. 国家による規制の必要性

グローバル市場の機能に関するガイドラインの適用を、さらに、国レベルの法律においても規定すべきかどうかは、国際的に注目され、議論されている⁶⁹⁾。すなわち、トランスナショナル・ガバナンスにおける国家の役割についての議論である⁷⁰⁾。

これに関連して、グローバル経済の中では、国の規制政策の役割とその必要性の問題から、社会学的で生態学的な市場経済に関する国内規制の枠組みを、国内の企業の行動に限定するべきではないと論じるものがある⁷¹⁾。すなわち、グローバルなサプライチェーンにおいて、人権尊重を確保するためには、世界単一国家が存在しない場合でも、国内の規制の枠組みを拡大し、市場関係者の国境を越えた活動に適応させる必要があるとされる⁷²⁾。これは、社会市場経済の範囲を根本的に再定義するものである⁷³⁾。

さらに、社会市場経済では、国家による規制の枠組みにより、ルールに則った競争が保障され、共通の利益につながる目標を達成するためのインセンティブが創出されるとの見解がある⁷⁴⁾。社会的・生態的コストの価格設定等による外部効果の内部化は、規制の枠組みの一部を構成しており、人権や環境基準を遵守するためのコストが高くなることで、持続可能な事業を行う企業に生じる競争上の不利益を是正しようとするものである⁷⁵⁾。

68) Eric F. Lambin et al., *Effectiveness and Synergies of Policy Instruments for Land Use Governance in Tropical Regions*, *Global Environmental Change* 28 (2014) 129, 130.

69) Gönner (Fn.40) S.187.

70) David Vogel, *The Private Regulation of Global Corporate Conduct: Achievements and Limitations*, *Business & Society* 49 (1) (2009) 68-87.

71) Vgl. Gönner (Fn.40) S.187.

72) Vgl. Gönner (Fn.40) S.187.

73) Gönner (Fn.40) S.187.

74) Veronika Ertl/Martin Schebesta, *Sustainability in Global Supply Chains*, Konrad-Adenauer-Stiftung e.V. 390 (2020) 3.

75) Ertl/Schebesta, *supra* note 74, at 3.

市場メカニズムの機能とグローバルな市場関係者の体制に関する枠組みをあらかじめ基準として与えるためには、グローバルな枠組みと各国の規制政策の両方を用いる必要がある⁷⁶⁾。したがって、グローバルなサプライチェーンを規制する新たな義務的措置の実施を効果的にコントロールできる自国の制度環境の整備が必要となるであろう⁷⁷⁾。多国籍企業が制度的、言説的、及び現実的に大きく変化することが期待できない以上、ルールの立法化は特に不可欠と言え、国家の規制が必要であると考ええる。

実際に最近の動きの中で、人権侵害の防止や是正が期待されるものとして、企業の人権デュー・ディリジェンスに関する法律の制定が挙げられる。これは、法整備をすることにより、サプライチェーンにおける人権尊重を促そうとする動きであり、特にヨーロッパで活発になっている。例えば、イギリスにおける「現代奴隷法 (Modern Slavery Act 2015)」、フランスにおける「企業注意義務法 (LOI n° 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre)」、オランダにおける「児童労働注意義務法 (Wet van 24 oktober 2019 houdende de invoering van een zorgplicht ter voorkoming van de levering van goederen en diensten die met behulp van kinderarbeid tot stand zijn gekomen)」、ドイツにおける「サプライチェーン注意義務法 (Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten zur Vermeidung von Menschenrechtsverletzungen in Lieferketten)」、アメリカ・カリフォルニア州における「サプライチェーン透明法 (The California Transparency in Supply Chains Act)」等が挙げられる。各国は特別法によってサプライチェーンについての企業の責任を明確化しようとしている点で類似しているが、とりわけフランスにおける企業注意義務法、ドイツにおけるサプライチェーン注意義務法は、企業の人権注意義務まで課している点が特徴的である。

76) Gönner (Fn.40) S.187.

77) Almut Schilling-Vacaflor, *Putting the French Duty of Vigilance Law in Context: Towards Corporate Accountability for Human Rights Violations in the Global South?*, *Human Rights Review* 22 (2021) 109, 121.

第4節 小 括

第2章においては、人権の規制に関する議論の枠組みについて明らかにし、ハードローによる規制・国家による規制の必要性について論じた。人権についての企業の責任は、基本的に国際的なガイドラインにより規律されてきた。UNGPやOECDガイドラインといった、いわゆる「ソフトロー」は、私人が国家に対して主張する防御の権利であるとされていた「人権」を企業も尊重すべきとした。その上で、人権デュー・ディリジェンスについても規定している。これらのソフトローが、国際的な参照点を作ったのは事実である。しかし、ソフトローであるがゆえに法的拘束力はない。したがって、ソフトローのみでは、多国籍企業に対するアプローチとして不十分であり、「ソフトローとハードローを組み合わせたアプローチ」を導入すべきであると考えられる。さらに、ルールに則した競争を確保するためには、国際的な規律に加えて、これらを国内法化する必要がある。多国籍企業が自発的に変化することを期待できない状況では、ルールの立法化は、特に不可欠といえる。

以下では、国内法に関して、ドイツ法の動向を紹介することにした。

第3章 ドイツ—サプライチェーン注意義務法による規制

第1節 義務規定制定までの流れ

UNGPが世界各地での国家行動計画の策定を促したことの影響を受けて、ドイツ政府は、2016年に国家行動計画（NAP）を策定した。UNGPにおいて特に関心が高かったのは、原則17における、人権に関する注意義務であった⁷⁸⁾。そのため、ドイツのNAPにおいても、労働者500人以上の企業の少なくとも50%が、「サプライチェーン及びバリューチェーンにおけるその企業

78) Leonhard Hübner, *Bausteine eines künftigen Lieferkettengesetzes*, NZG (2020) 1411, 1411.

の規模、分野及び地位に応じた適切な方法で」人権に関する注意義務を確保するための内部プロセスを整備することとされた。しかし、NAPは、企業に対し、人権に関して拘束力のない、自主的な要求をするにとどまっていた⁷⁹⁾。そのため、連邦外務省の主導のもと、2段階のモニタリングプロセスで、外部のサービスプロバイダーによって確認されたNAPの要求事項の実施状況においては、13~17%の企業しか自主的に実施しておらず（2020年7月に公表された調査結果）、50%に到達しないことが判明した⁸⁰⁾。このことを受けて、ドイツ連邦政府は、自主規制では不十分であると判断した。

そこで制定されたのが、サプライチェーン注意義務法である。この法律も、UNGPに端を発して作成されている。2021年3月3日、連邦政府により草案が可決され、同年6月11日にはドイツ連邦議会（下院）が、6月25日にはドイツ連邦参議院（上院）が承認し、成立した。企業の規模に応じて2023年1月1日から順次適用される予定である。イギリスの現代奴隷法やフランスの企業注意義務法は既に大企業に対し、グローバルなサプライチェーンにおける社会的・環境的リスクへの対処方法を示すことを求めているが、ドイツのサプライチェーン注意義務法は、それに続く法律として注目されている。

また、EUでも法整備の動きが見られる。EUは、これまで、指令2014/95/EU（CSR指令）により、特定の企業が非財務報告書を提出する際に、環境、社会、労働者への配慮、人権の尊重、汚職・贈収賄の撲滅を含めることを求めていた（CSR指令19a条1項⁸¹⁾）。もっとも、2022年2月、欧州委

79) Die Bundesregierung, *Nationaler Aktionsplan Umsetzung der VN-Leitprinzipien für Wirtschaft und Menschenrechte (2016-2020)* (2017); Hübner (Fn.78) S.1411. また、EU指令においても、いわゆる紛争鉱物や違法伐採の木材等、ごく限られた範囲でしかサプライチェーンにおける人権侵害や環境汚染を調査する必要がなかった (Vgl. die Verordnung (EU) 2017/821 des Europäischen Parlaments und des Rates zur Festlegung von Pflichten zur Erfüllung der Sorgfaltspflichten in der Lieferkette für Unionseinführer von Zinn, Tantal, Wolfram, deren Erzen und Gold aus Konflikt- und Hochrisikogebieten)。

80) Die Bundesregierung, *NAP-Monitoring: Ergebnisindikation zur Erhebung 2020* (2020) 2.

81) ここでは、環境・社会・ガバナンスの3つの要素からなるESGとは異なった、経済・社会・環境の3つの要素からなる三本柱の概念（Drei-Säulen-Konzept, Drei-Säulen-Prinzip）のアプローチが採用されている（Norbert Röttgen/Hans-Georg Kluge, *Nachhaltigkeit bei*

員会は、企業の持続可能なデュー・ディリジェンスに関する指令案を採択した⁸²⁾。この指令案は、人権及び環境への負の影響に対処するための企業の持続可能なデュー・ディリジェンス義務を要求するものである⁸³⁾。EUにおいてもソフトロー・アプローチは不十分であると認識されており、EU全体の人権及び環境デュー・ディリジェンス (HREDD) 規制に対する国家、企業及び市民社会組織の支持が高まった結果として、このような指令案が採択されたと考えられる⁸⁴⁾。EU レベルでの規制によって、期待される本質的なプラスの影響だけでなく、クリティカルマス効果が強化されることになると考えられ⁸⁵⁾、EU 市場で活動する全ての企業の間には公平な競争の場が作られることとなる。また、法的な明確性をもたらし、効果的な執行及び制裁のメカニズムを確立する等の重要な利点がある。さらに、企業の民事責任及び法的責任を確立することにより、影響を受けた人々の救済へのアクセスが改善される⁸⁶⁾。このように、真の意味でのヨーロッパにおける解決策を目指すことができるのはEU ならではである。EU 全体の規制に基づいてサプライチェーン注意義務法は適合させられることになるため、企業はサプライチェーン注意義務法の下で人権注意義務の準備をする際に、ヨーロッパの動向にも目を配る必要がある。

第2節 内容

サプライチェーン注意義務法により、企業は、サプライチェーンにおいて、人権注意義務及び環境関連注意義務を適切な方法で遵守する義務を負う (サ

Vorstandsvergütungen, NJW (2013) 900, 901 f.)。

82) European Commission, *Just and sustainable economy: Commission lays down rules for companies to respect human rights and environment in global value chains*, Press release (23.02.2022), available at: https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_1145, accessed May 29, 2022.

83) Ibid.

84) Vgl. European Parliament, *Towards a mandatory EU system of due diligence for supply chains* (2020) 1.

85) Ertl/Schebesta, *supra* note 74, at 3.

86) European Parliament, *supra* note 84, at 1.

サプライチェーン注意義務法 (LkSG) 3条1項1文)。本法における注意義務は、UNGPの人権デュー・ディリジェンスの考え方及びNAPに基づいている⁸⁷⁾。

1. 階層

サプライチェーン注意義務法では、階層ベースアプローチが採用されており、したがって、自己の事業領域 (第0階層)、直接的供給者 (第1階層)、間接的供給者 (第2階層) の3階層のレベルに対応して規定されている。

(1) 自己の事業領域 (第0階層)

第0階層の自己の事業領域においては、最も重たい注意義務が課される。本法の意味における自己の事業領域とは、企業目標を達成するための企業の全ての活動を含む (LkSG 2条6項1文)。すなわち、場所に関して、国内の所在地で行われるか国外の所在地で行われるかに関わらず、製品の製造及び利用のため、並びに、サービス提供のための全ての活動を含んでいる (LkSG 2条6項2文)。したがって草案理由書は、自己の事業領域、すなわち企業の登記上の事務所、支店、子会社、生産拠点での活動が対象となるとする⁸⁸⁾。そして重要なこととして、その場所が法人としての企業の一部であるということ挙げている⁸⁹⁾。

(2) 直接的供給者 (第1階層)

本法の意味における直接的供給者とは、その者による供給が企業の製品の製造又は該当するサービスの提供と使用のために必要不可欠であるような契約のパートナーのことをいう (LkSG 2条7項)。第5項のサプライチェーン

87) Deutscher Bundestag, Entwurf eines Gesetzes über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten in Lieferketten, BT-Drs. 19/28694 v.19.04.2021, 23.

88) Deutscher Bundestag (Fn,87) S.41.

89) Deutscher Bundestag (Fn,87) S.41.

の定義に従い、物とサービスの両方の供給者を対象としている⁹⁰⁾。

(3) 間接的供給者 (第2階層)

本法の意味における間接的供給者とは、直接的供給者ではないが、その者による供給が企業の製品の製造又は該当するサービスの提供と使用のために必要な全ての企業のことをいう (LkSG 2条8項)。これは、直接的な契約関係がないにもかかわらず、企業の契約関係、事業活動、製品又はサービスの結果として関連する全ての供給者を対象としている⁹¹⁾。

間接的供給者における注意義務は、企業が違反の可能性に気づいた場合にのみ適用される。その場合、企業は遅滞なく、①リスク分析の実施、②最小化及び防止のための計画の実施、③違反者に対する適切な防止措置を行わなければならない。③では、業界で取り組みを実施することも可能である。

直接的供給者に関する注意義務の要求を回避するために、直接的な供給関係の濫用的な構築又は迂回取引がなされることが考えられるが、その場合に、当該間接的供給者は直接的供給者とみなされる (LkSG 5条1項2文)。草案理由書は、特に企業と直接的供給者の間にいる第三者が、重要な経済活動を行っていない場合や、事業所、人員、設備等の形で恒常的な存在を維持していない場合が、濫用的な取り決めや迂回取引の兆候として挙げられるとしている⁹²⁾。そしてこの規定は、リスク分析の条文に書かれているが、全ての注意義務の要求事項にも適用される⁹³⁾。

2. サプライチェーンにおける人権注意義務

注意義務の具体的な内容として、①リスク管理システムの整備 (LkSG 3条1項1号、4条1項、9条2項)、②企業内部の権限の画定 (LkSG 3条1項2号、4条3項)、③定期的なリスク分析の実施 (LkSG 3条1項3号、5

90) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.41.

91) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.41.

92) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.45.

93) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.45.

条、9条3項1号)、④ポリシー・ステートメントの発行 (LkSG 3条1項4号、6条2項、9条3項4号)、⑤防止措置の確立 (LkSG 3条1項5号、6条1項、9条3項2号)、⑥是正措置の実施 (LkSG 3条1項6号、7条1-3項、9条3項3号)、⑦異議手続の整備 (LkSG 3条1項7号、8条、9条1項)、並びに⑧文書化及び報告 (LkSG 3条1項9号、10条、12条、13条)が含まれる (LkSG 3条1項2文)。これらの禁止事項は、実際にリスクが存在するかどうかを評価するための基礎となる⁹⁴⁾。LkSG 3条に基づく注意義務は、1回限りの手続ではなく、LkSG 4条から10条に規定された様々な手続を関連させ、反復して行うことが必要である⁹⁵⁾。また、注意義務は、努力義務であり、結果義務ではないため、企業は、サプライチェーンにおいて、人権に関する義務に違反していないことを保証する必要はない。もっとも、LkSG 4条から10条に規定されている注意義務を果たしていることを証明できなければならない⁹⁶⁾。

① リスク管理システムの整備 (LkSG 3条1項1号、4条1項、9条2項)

企業は、適切かつ効果的なリスク管理システムを整備しなければならない (LkSG 4条1項1文)。ここでのリスク管理は、全ての重要な業務プロセスにおいて、相当な措置を通じて定着される必要がある (LkSG 4条1項2文)。その際に効果的なものとして、企業が、サプライチェーン内で人権リスク若しくは人権関連義務の違反を引き起こした、又は寄与した場合に、それらのリスクを認識及び最小化し、並びにこれらの義務違反を防止し、終息させ、又は最小限に抑えることを可能にする措置が挙げられている (LkSG 4条2項)。すなわち、終息させることが不可能な場合や過度な努力を要する場合は、

94) Sebastian Lutz-Bachmann et al., *Menschenrechte und Umweltschutz in Lieferketten*, BB (2021) 906, 911.

95) Lutz-Bachmann et al. (Fn.94) S.911.

96) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.41.

最小限に抑えることで足りる⁹⁷⁾。したがって、自らの所在地で、自らの注意義務を遵守する義務が課されていることとなる⁹⁸⁾。これらのリスク管理システムは、LkSG 9条3項の基準に従って、第2階層にも適合できるようにしなければならない (LkSG 9条2項)。

また、草案理由書は、リスク管理の枠組みの中で、企業は自らが引き起こした人権のリスクにのみ対処しなければならないとする⁹⁹⁾。ここでいう因果関係は、企業が単独でリスクを直接引き起こしたこと、又は企業の行動によってリスクの発生や激化に (因果的に) 寄与したことを意味する¹⁰⁰⁾。サプライチェーンへの言及は、リスクが、企業自身、すなわち自己の事業領域、直接的供給者又は間接的供給者にあることを明確にしている¹⁰¹⁾。

② 企業内部の権限の画定 (LkSG 3条1項2号、4条3項)

企業は、人権担当者を任命すること等を通じて、企業内において誰がリスク管理を監督する権限を有するのかを定めることに配慮しなければならない (LkSG 4条3項1文)。企業の所在地においては、注意義務の履行を監視するために、リスクの最小化に影響を与える可能性のある全ての関連する内部業務プロセスに責任が定着していなければならない (取締役に直属する人権担当者の設置が推奨されている)、適切なモニタリングを行うために必要な対策を提供しなければならないとされている¹⁰²⁾。そして、業務指揮者は、当該権限者の業務について、定期的に、少なくとも年1回調査する必要がある (LkSG 4条3項2文)。

97) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.43.

98) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.43.

99) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.43.

100) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.43.

101) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.43.

102) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.43.

③ 定期的なリスク分析の実施 (LkSG 3条1項3号、5条、9条3項1号)

草案理由書は、効果的なリスク管理のための重要な前提条件は、自らの企業活動が、ビジネス上の関係の結果として、企業の事業分野、製品又はサービスに関係する人々に及ぼす影響を知ることであり、このリスク分析が、効果的な防止措置と是正措置を決定するための基礎となるとしている¹⁰³⁾。

企業は、リスク管理の枠組みにおいて、自己の事業領域及び直接的供給者における人権リスクを特定するために、LkSG 5条2項から4項までの規定に基づき、適切なリスク分析を実施しなければならない (LkSG 5条1項1文)。さらに、リスク分析の結果が、企業内において取締役又は調達部門等の重要な意思決定主体に伝達されることについて配慮する必要がある (LkSG 5条3項)。条文の通り、対象は、自己の事業領域 (第0階層)、直接的供給者 (第1階層) である。間接的供給者 (第2階層) については、人権関連義務の違反の可能性に関して確証された認識がある場合に、それを契機として、遅滞なく、LkSG 5条1項から3項に従ったリスク分析を行わなければならない (LkSG 9条3項1号)。

リスク分析により特定された人権リスクは、適切に重要度が判断され、優先順位付けされることが要求されている (LkSG 5条2項1文)。草案理由書は、第1段階として、自社の調達プロセス、直接的供給者の構造と関係者、及び企業の事業活動によって影響を受ける可能性のある重要な人群の概要を、事業分野、拠点、製品、原産国に加え、政治的枠組みの状況や脆弱な人群等、背景に依存する要素等も含めたリスクマッピングといった形で企業が把握する必要性を指摘している¹⁰⁴⁾。第2段階では、全てのリスクに同時に対応できない場合、どのリスクに最初に対応するかを決めるために、リスクを評価し、必要に応じて優先順位を付けることが求められる¹⁰⁵⁾。その際に、特に LkSG 3条2項に掲げる相当性の基準が重要であるとされる (LkSG 5条

103) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.44.

104) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.45.

105) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.45.

2項2文)。草案理由書は、例示として、発注された調達量や企業の規模に応じて、企業がリスクの軽減に与える影響力等を挙げている¹⁰⁶⁾。同様に重要なのは、LkSG 3条2項3号に規定されている違反の重大性、可逆性及び蓋然性であり、それらが認められる場合、より深くリスク評価を行う必要がある¹⁰⁷⁾。

さらに、リスク、産業、生産地域に応じて、適切な情報収集と評価の方法を選択することは、企業の責任であることを示している¹⁰⁸⁾。例えば、労働安全衛生に関するリスクを評価するための現場での検査、労働者の権利が尊重されているかどうかを評価するための労働者やその労働組合の代表者との話し合い、企業の活動が水や土地の健全性や利用に与える影響を評価するための地域住民やその代表者との直接交流、あるいは適切な事例研究やその他の専門知識を挙げている¹⁰⁹⁾。

人権状況は流動的なため、リスク分析は、年に一度、及び企業が、新製品、新プロジェクト又は新事業分野の導入により、サプライチェーンにおけるリスク状況が著しく変化したり、著しく拡大したりすることが予想される場合には、それを契機として、実施されなければならない (LkSG 5条4項1文)。したがって、例えば、新しい活動や関係を開始する前、戦略的な意思決定や事業活動の変更の前等、包括的な事業の変更の前に実施することになる¹¹⁰⁾。一方で、サプライチェーンにおけるリスク状況の変化又は拡大を、企業が予測してリスク分析をしなければならない場合のそれを契機としたリスク分析の実施義務は、重大な変更にのみ適用される¹¹¹⁾。また、LkSG 8条1項4号に基づく異議手続の通報の処理から得られた情報は、リスク分析の定期的な見直しにおいて考慮される必要がある (LkSG 5条4項2文)。このことによ

106) Deutscher Bundestag (Fn,87) S.45.

107) Deutscher Bundestag (Fn,87) S.45.

108) Deutscher Bundestag (Fn,87) S.45.

109) Deutscher Bundestag (Fn,87) S.45.

110) Deutscher Bundestag (Fn,87) S.45.

111) Deutscher Bundestag (Fn,87) S.45.

り、異議手続の中で、企業が得たリスクに関する情報が、リスク管理の改善のために利用されることになる¹¹²⁾。

④ ポリシー・ステートメントの発行 (LkSG 3条1項4号、6条2項、9条3項4号)

企業は、人権戦略に関するポリシー・ステートメントを発行しなければならない (LkSG 6条2項1文)。ポリシー・ステートメントは、企業の業務指揮者によって発行され、企業の人権戦略に関する1号から3号に掲げられている要素を、最低限含む必要がある (LkSG 6条2項2文)。その最低限の要素とは、①企業がLkSG 4条1項、5条1項、6条3項から5項、及び7条から10条までの義務を履行するにあたっての手の描写 (LkSG 6条2項1号)、②リスク分析に基づいて特定された、企業にとっての優先的な人権リスク (LkSG 6条2項2号)、並びに③リスク分析に基づきなされる、企業がその被用者及びサプライチェーン内の供給者に向ける人権関連の期待の確定 (LkSG 6条2項3号) である。ポリシー・ステートメントは、間接的供給者 (第2階層) における、人権関連義務の違反の可能性に関して、確認された認識を得た場合には、それを契機として遅滞なく、対応したものに更新される必要がある (LkSG 9条3項4号)。企業の業務指揮者が、ポリシー・ステートメントを通じて人権戦略を支持する立場を明確に示すために、業務指揮者レベルでのポリシー・ステートメントの発行が規定されている¹¹³⁾。このアプローチは、人権に関する義務を尊重するという企業のコミットメントを示すことになる。ポリシー・ステートメントは、労働者、労働者評議会 (該当する場合)、直接的供給者、及び一般市民に伝えられる必要がある。

⑤ 防止措置の確立 (LkSG 3条1項5号、6条1項、9条3項2号)

企業は、LkSG 5条に基づくリスク分析の枠組みにおいてリスクを特定し

112) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.45.

113) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.46.

た場合、遅滞なく、LkSG 6条2項から4項に従った、適切な防止措置を講じなければならない (LkSG 6条1項)。自己の事業領域 (第0階層) に関しては LkSG 6条3項に、直接的供給者 (第1階層) に関しては LkSG 6条4項に規定されている。間接的供給者 (第2階層) については、人権関連義務の違反の可能性に関して、確認された認識を得た場合に、それを契機として、遅滞なく、統制措置の実施、リスクの防止及び回避の支援又は当該企業が加入している分野特有若しくは分野横断的なイニシアティブの実行等の、違反惹起者に対する適切な防止措置を定着させる必要がある (LkSG 9条3項2号)。

⑥ 是正措置の実施 (LkSG 3条1項6号、7条1-3項、9条3項3号)

企業は、人権関連義務の違反が、自己の事業領域 (第0階層) 又は直接的供給者 (第1階層) において既に生じている、又は急迫していることを突き止めた場合には、この違反を防止し、終息させ、又は違反を最小限に抑えるために、遅滞なく、適切な是正措置を講じなければならない (LkSG 7条1項)。間接的供給者 (第2階層) については、人権関連義務の違反の可能性に関して、確認された認識を得た場合に、それを契機として、遅滞なく、回避、終息又は最小化のための計画を作成し、実施することを求められている (LkSG 9条3項3号)。

上記に関連して、違反や違反の可能性が取引先に存在する場合、取引関係を終了する必要があるのかが問題となる。こういった取引関係の打ち切りについては、LkSG 7条3項の各号に掲げる場合に限って必要であると規定されている (LkSG 7条3項)。ドイツ連邦経済協力開発省 (BMZ) も、取引関係の打ち切りはサプライチェーン注意義務法の目的ではないと明確に述べている¹¹⁴⁾。むしろ、供給者において可能な範囲内で、人権保護の改善を永続的に定着させることが重要であるとし、取引関係の打ち切りが求められるのは、

114) Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung, *Fragen und Antworten zum Lieferkettengesetz* (2021) 3.

深刻な人権侵害が確認され、一定期間内に計画に沿った措置が成功しなかった場合に限られるとする¹¹⁵⁾。また、本法では、特定の国が、本法の別表に掲げられた人権に関する条約のいずれかを批准していない、又は国内法化していないという事実のみで、企業が、当該国の企業との取引打ち切り義務を負うわけではないことを明文化している（LkSG 7条3項2文）。

仮に、取引を打ち切った場合、とりわけ、その供給者の企業で働く労働者が、不利益を被ることが懸念される。人権侵害に晒されるような労働に従事している労働者は、貧困により困窮していることが多い。彼らにとっては、人権が保障されない労働よりも、働き口がなくなることの不利益の方が大きいと考えられる。取引の打切りはそのような負の影響が大きいため、法律上で明記され、BMZ が強調していると考えられる。しかし、企業からすれば取引を打ち切る方が容易な解決方法であることは間違いない。実際に改善の余地があるにもかかわらず取引を打ち切ったとしても、企業に課せられる責任はない。結局この義務付けにより不利益を被るのは現地の労働者たちであり、本来サプライチェーン注意義務法が保護しようと考えていた対象者に不利益を被らせる形となってしまう可能性は否めない。

⑦ 異議手続の整備（LkSG 3条1項7号、8条、9条1項）

企業が策定する人権侵害についての異議手続の規則は、明文化して公開することが、法律で規定された。企業は、LkSG 8条2項から4項までの規定に基づいて、適切に企業内部の異議手続が整備されるように配慮しなければならない旨定められている（LkSG 8条1項1文）。LkSG 8条2項から4項までの基準を満たす限りにおいて、この代わりに相当する外部の異議手続に参加することができる（LkSG 8条1項4文）。異議手続は、企業の自己の事業領域（第0階層）における経済活動又は直接的供給者（第1階層）の経済活動により生じる人権リスク及び人権関連義務の違反を通報することを可能

115) Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung (Fn.114) S.3.

とするものである (LkSG 8条1項2文)。第2階層についても、間接的供給者の経済活動によって生じる人権リスク及び人権関連義務の違反を通報することができるように異議手続を設ける必要がある (LkSG 9条1項)。

LkSG 8条2項から4項では、異議手続が有効かつ公平に整備されていることを保証するための重要な基準を定めている¹¹⁶⁾。企業は、適切な手続規則を文書形式で定め (LkSG 8条2項)、手続の各段階における予測可能な期間及び利用可能な手続の種類を明確に記載しなければならない¹¹⁷⁾。さらに、企業は、異議手続の窓口及び所管並びに遂行に関する明確で分かりやすい情報を、適切な方法で公開しなければならない (LkSG 8条4項1文)。また、利用者が手続の有効性に対して信頼を持つことができるように、自分の情報がどのように取り扱われるかについて定期的に知らせ、手続の透明性を確保すべきであるとしている¹¹⁸⁾。この異議手続の有効性は、少なくとも年に1度、及び自己の事業領域 (第0階層) 又は直接的供給者 (第1階層) におけるリスク状況が著しく変化又は著しく拡大することが予想される場合に、それを契機として検査される必要がある (LkSG 8条5項)。

⑧ 文書化及び報告 (LkSG 3条1項9号、10条、12条、13条)

企業は、注意義務を果たしているかどうかを、継続的かつ遅滞なく、非公開に内部で文書化し、少なくとも7年間その文書を保持する義務を負う (LkSG 10条1項)¹¹⁹⁾。この内部文書化義務は、注意義務履行のための情報基盤を作ることを目的としており、義務履行の証拠とすることもできる¹²⁰⁾。

さらに、外部への報告義務として、事業年度ごとの報告書の作成義務が課されている (LkSG 10条2-4項、12条、13条)。この報告義務は、透明性を

116) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.49 f.

117) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.49 f.

118) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.49 f.

119) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.51 f.

120) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.51 f.

確保し、当局の管理の基盤とすることを目的としている¹²¹⁾。当該報告書は、年1回、前事業年度終了から4ヶ月以内に企業のインターネットサイト上で、7年間無償で公開される必要がある（LkSG10条2項1文）、加えてBAFAにも提出されなければならない（LkSG12条）。ここでは、リスク分析の全段階に関する情報を含むことが求められているため、企業は、自己の事業領域及び直接的・間接的供給者において、注意義務をどのように履行したかについて記載しなければならない¹²²⁾。しかし、どの範囲まで記載される必要があるかは企業の裁量及び性格によって異なる¹²³⁾。もっとも、サプライチェーン注意義務法は、比較的広範囲ではあるが、最低限の要請を規定している。すなわち、特定されたリスク、その結果講じられた防止・是正措置、その措置の影響及び有効性の評価、そこから導かれる今後の措置に対する結論が、第三者や当局に理解できるよう記載する必要があるとしている（LkSG10条2項各号）。ただし、企業は、企業秘密及び営業秘密を開示する必要はない（LkSG10条4項）。しかし、このことは10条に規定されており、12条に規定されていないことから、BAFAに提出する報告書には企業秘密等を記載しなければならないのかという疑問が生じる可能性がある¹²⁴⁾。もっとも、報告義務が及ぶのは、法的に許され、かつ要求されたもののみであることから、企業秘密等として保護されている情報を開示してはならないと草案理由は示している¹²⁵⁾。したがって、企業秘密等について記載されていない報告書のみをLkSG10条2項及び12条の報告書として提出すれば足りることとなる。

また、ここで要求されている報告書の作成は、例えば商法典に基づく非財務開示といった、他の報告義務と重複する可能性がある¹²⁶⁾。草案理由は、

121) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.52.

122) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.52.

123) Lutz-Bachmann et al. (Fn.94) S.911.

124) Lutz-Bachmann et al. (Fn.94) S.911.

125) Deutscher Bundestag, (Fn.87), S.51 f. AktG93条1項3文において、取締役は、企業秘密等について、秘密を守らなければならない旨規定されている。

126) Lutz-Bachmann et al. (Fn.94) S.911.

本法に基づく報告について、別個の報告書の作成を要求している¹²⁷⁾。しかしこのことは、非財務報告に関して、場合によって必要とされる本報告書のセクションが、商法典に基づいて引き受けられることを排除するものではないと指摘されている¹²⁸⁾。

第3節 適用範囲

サプライチェーン注意義務法は、2つの累積的な条件の下で、法的形態や公開・非公開に関わらず、企業に適用されることになっている。まず、本法の対象は、本社、主たる事業所、管理部門の所在地、又は定款上の本拠がドイツ国内にあり (LkSG 1 条 1 項 1 号)、通常少なくとも3000人の労働者がドイツ国内において従事している (LkSG 1 条 1 項 2 号) 企業である。また、法律では、外国企業のドイツ国内支店 (商法典13d 条) であって、当該支社・子会社のドイツ国内での労働者が3000人以上であるものを追加している (LkSG 1 条 1 項 2 文)。2024年1月1日、すなわち本法の施行予定日から1年後には、この閾値は、1000人に引き下げられることになっている (LkSG 1 条 1 項 3 文、外国企業のドイツ国内支店も同様)。労働者数には、6か月を超える期間雇用されている派遣先企業の労働者も含まれ (LkSG 1 条 2 項)、結合企業の場合、全てのコンツェルンに属する会社の労働者も含まれる (LkSG 1 条 3 項)。

第4節 対象となる人権リスク

遵守すべき注意義務は、主に「人権リスク」又は「環境リスク」に関連している。本稿と関係するのは、そのうちの「人権リスク」である。人権リスクとは、実情に鑑みれば、人権の侵害につながる蓋然性が高い状況であり (LkSG 2 条 2 項)、すなわち、侵害がまだ発生していないことを意味する。そして実際にどの人権リスクが本法により保護されているかは、禁止事項の

127) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.51 f.

128) Lutz-Bachmann et al. (Fn.94) S.911.

「網羅的な」リストにより理解できる (LkSG 2 条 2 項)¹²⁹⁾。したがって、本法の適用については、主に LkSG 2 条 2 項に含まれる禁止事項が重要であるが、これらの禁止事項には、定義されていない法律用語が多数含まれていることから、解釈が必要となる¹³⁰⁾。

加えて、LkSG 2 条 2 項 12 号のバスケット条項の適用の際には、限定列挙されている事項とは別に、条約等が利用される。このバスケット条項は、条約等で保護されている人権の法的地位を、特に深刻かつ明らかに違法な方法で侵害することを禁止している。ここでいう人権は、国際労働機関 (ILO) の 8 つの中核的労働基準、並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約という 2 つの国連人権規約に由来する (LkSG 2 条 1 項、別表 1-11 号)¹³¹⁾。

もともと、条約等が、企業に直接適用されるというわけではない。このことは、限定列挙の中において、条約等で謳われている権利のすべてに言及していないことから理解できる¹³²⁾。そして、とりわけ本法の課題は、条約等の本質的な条項を組み合わせた規定、様々な条約等を 1 つの禁止事項にまとめた規定、条約にはない要素が追加された規定、条約で規定されているものとは異なる基準を設定した規定等、条約等の規定が入り混ざって規定されているところであると論じられている¹³³⁾。したがって、ドイツの立法者が、人権保障との関係でどのような禁止事項を標準化したのか、個々のケースで検討する必要があるとされる¹³⁴⁾。

結局のところ、どのような人権リスクがどの程度保護されているかは、複雑であり直感的ではないシステムとなっている。さらに、バスケット条項があることからわかるように、適用範囲が広範となってしまっている。こ

129) Lutz-Bachmann et al. (Fn.94) S.907.

130) Lutz-Bachmann et al. (Fn.94) S.907.

131) 人権条約の選択は、UNGP、OECD ガイドライン、及び EU のタクソノミー規制のモデルに従っている。

132) Lutz-Bachmann et al. (Fn.94) S.907.

133) Lutz-Bachmann et al. (Fn.94) S.907.

134) Lutz-Bachmann et al. (Fn.94) S.907.

これらのことから、対象企業に少なからず法的不安定性をもたらすとされる¹³⁵⁾。

第5節 義務違反の効果

サプライチェーン注意義務法に違反した場合の効果として、公的注文委託からの排除並びに強制賦課金及び過料が規定されている (LkSG22条-24条)。強制賦課金については最大で5万ユーロ (LkSG23条)、過料については最大で平均年間売上高の2%が課される (LkSG24条3項1文)。LkSG24条1項の違反を理由に、LkSG22条2項に基づき過料を課された企業は、競争制限法 (GWG) 125条にしたがって自浄したことを証明するまで、GWG99条及び100条にいう委託者の供給、建設又はサービスの注文の委託に関する手続への参加から排除されるものとされている (LkSG22条1項1文)。この公共の注文委託からの排除は、最大3年である (LkSG22条1項2文)。

また、草案段階では明らかにされていなかったが、本法は、サプライチェーンでの人権侵害について、新たな民事責任規定を設けるものではなく、その旨は明文化されている (LkSG3条3項1文)¹³⁶⁾。これは、フランスの企業注意義務法で規定された義務に違反した場合に、フランス民法1240f条に基づく一般不法行為責任が発生する可能性があるのと対照的である¹³⁷⁾。ただし、本法とは無関係に生じた民事責任を制限するものではない (LkSG3条3項2文)。したがって、ドイツ法及び外国法に基づく民事責任は引き続き適用される¹³⁸⁾。

さらに、LkSG11条に規定されている特別な訴訟担当者の規定により、労働組合や非政府組織は、当事者が事前に対応する許可を与える限りにおいて、

135) Lutz-Bachmann et al. (Fn.94) S.907.

136) Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung (Fn.114) S.3.

137) Art. L 225-102-5 Code de commerce idF des „Loi relative au devoir de vigilance des sociétés mères e les entreprises donneuses d'ordre (no. 2017-399)“, v. 23.7.2017; Holger Fleischer/Nadja Danninger, *Konzernhaftung für Menschenrechtsverletzungen*, DB (2017) 2849 ff.

138) Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung (Fn.114) S.3.

当事者の請求を自己の名において主張することができる¹³⁹⁾。法律上の訴訟担当者の特別なケースに関するものであり、当事者の有効な許可のみが要件となっている¹⁴⁰⁾。ドイツ使用者連盟 (BDA) は声明の中で、LkSG11条1項で予定された訴訟担当者、すなわちドイツに所在地を有した労働組合及び非政府組織が、第三者の権利を主張することを可能にするものであると批判した。この批判は、本法に基づく訴訟が悪用されたり、企業を対象にしたキャンペーンに利用されたりするリスクがあるというものである¹⁴¹⁾。将来的に企業が大衆向けの演出的な申請に直面する可能性は、他の文献でも指摘されている¹⁴²⁾。

第6節 サプライチェーン注意義務法の影響・評価

1. サプライチェーン注意義務法による企業への影響

ドイツ連邦統計局のデータによると、ドイツ国内の労働者1000人以上の企業は、2891社にのぼる。したがって、2891社が、本法の対象となる。もっとも、特に影響が懸念されているのは中小企業や外国企業である。本法が直接適用されないとしても、間接的に影響を受け、特に対象企業の供給者である場合は大きな影響を受けると考えられる¹⁴³⁾。具体的には、製品価格の上昇による影響、供給者の効果的な管理方法の模索の必要性等が懸念されている¹⁴⁴⁾。

139) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.52 f.

140) Deutscher Bundestag (Fn.87) S.52 f.

141) BDA, *Umfassende Korrekturen notwendig* (2021) 1, abrufbar unter: <https://www.bundestag.de/resource/blob/841630/2c2c56c6b7139deb95e224db7816df87/19-11-1116-SN-Verband-BDA-data.pdf>, abgerufen am 30.5.2022.

142) Lutz-Bachmann et al. (Fn.94) S.911.

143) Lutz-Bachmann et al. (Fn.94) S.907.

144) Ifo Institute, *German Companies Expect More Red Tape from the Supply Chain Act*, Press release v.11.6.2021, available at: <https://www.ifo.de/en/node/63701>, accessed 30.5.2022.

2. サプライチェーン注意義務法の評価

本法への批判は成立前から噴出し、いくつかのドイツの業界団体が声明を公表していた。とりわけ草案段階では、本法により新たに民事責任が生じるのかどうか明記されておらず、そのことに対する批判が強かった。そのため、ドイツ機械工業連盟 (VDMA) は、本法の義務違反から民事責任が生じないとされたことを評価している¹⁴⁵⁾。もっとも、企業に不要な事務作業を強いるものであり、注意義務に違反していなくとも、法的リスクを回避するために、最悪の場合、撤退することになりかねないと非難している¹⁴⁶⁾。一方で、新たな民事責任規定が設けられていないことについて、疑問視する声も大きい¹⁴⁷⁾。サプライチェーン注意義務法における責任規制の放棄が、国際市場におけるドイツ企業に対する規制として、どの程度理にかなっているかについても疑問が呈されている¹⁴⁸⁾。現行の法律の下では責任リスクがあるが、法的根拠が流動的であるため明確な輪郭を持たない。そのため、かなりのコンプライアンス努力が必要となってしまうからである¹⁴⁹⁾。他方で、フォルクスヴァーゲン (VW) グループは、既に自発的に人権デュー・ディリジェンスに取り組んでおり、社会規範等に関して同社が定める条件を満たしていない企業は、VW グループから受注できないようになっているため、同法の影響は受けないとしている¹⁵⁰⁾。

そもそも人権デュー・ディリジェンスについては、①労力とコストがかかること¹⁵¹⁾、②人権尊重に対する実効性が疑わしいこと、③義務遵守の証明

145) VDMA, *Lieferkettengesetz ist politisches Fiasko* v.11.6.2021, abrufbar unter: <https://www.vdma.org/viewer/-/v2article/render/16643921>, abgerufen am 30.5.2022.

146) VDMA (Fn.145).

147) Deutscher Bundestag, *Menschenrechte in globalen Lieferketten*, heute im bundestag Nr. 653 v. 17.05.2021, 1.

148) Kilian Bälz, *Haftung für Menschenrechtsverletzungen im internationalen Projektgeschäft*, Betriebs-Berater (BB) (2021) 648, 654.

149) Bälz (Fn.148) S.654.

150) Handelsblatt, *VW-Einkaufsvorstand zum Chipmangel: „Wir stehen vor den härtesten sechs Wochen“* v.10.6.2021.

151) Bälz (Fn.148) S.653.

が困難であること¹⁵²⁾、④ソフトローであるガイドラインや基準の位置付けが不明であること¹⁵³⁾が問題視されている。②で挙げた、人権デュー・ディリジェンスが人権尊重にどのように貢献できるかについては、プロジェクトや関係者によって大きく異なる。そのため、場合によっては、人権デュー・ディリジェンスは、空虚なおごなりの義務の遂行として行われ、人権基準の遵守にはほとんど寄与しないこともあることが危惧されている¹⁵⁴⁾。したがって、新たな人権デュー・ディリジェンス政策が、実際に人権状況の改善につながるかどうか、またどのような状況下でそうなるのかという問題は、様々な分野や場所で実証的に研究される必要があることが指摘されている¹⁵⁵⁾。多種多様なデュー・ディリジェンス政策に関するこれまでの研究でも、多国籍企業の母国には、グローバルなサプライチェーンを厳格に監督するための重要な人的資源や政治的意思、関連情報が不足していることが明らかになっている¹⁵⁶⁾。企業のデュー・ディリジェンス・システムの優れた実践例も見受けられるが、一般的にはまだ改善の余地が多くあるとされる¹⁵⁷⁾。

一方で、本法の成立前でも、ドイツでは、グローバルなサプライチェーンにおける企業のデュー・ディリジェンスを法的に規制することを主張する企業も増えていた。これは、企業の価値観に基づくビジョンに根ざしているだけでなく、経済的な利益をも期待してのことであった。企業の責任を明確に定義し、信頼性の高い枠組みを通じて法的確実性を生み出す法律があれば、企業はよりのめを絞った方法でプロセスを調整することができる¹⁵⁸⁾。また、法律上規定されている適切なデュー・ディリジェンスが行われていることが

152) Gönner (Fn.40) S.188.

153) Gönner (Fn.40) S.188.

154) Bälz (Fn.148) S.653.

155) Schilling-Vacaflor, *supra* note 77, at 121.

156) Moser/Leipold, *supra* note 55, at 117.

157) Lise Smit et al., *Human rights due diligence in global supply chains: evidence of corporate practices to inform a legal standard*, *The International Journal of Human Rights* 25 (6) (2021) 945–973.

158) Ertl/ Schebesta, *supra* note 74, at 3.

証明されれば、企業を、批判やそれに伴う法的ダメージ、評判の低下から守ることができるという現実的なメリットもある¹⁵⁹⁾。すなわち、法律は、サプライチェーンにおいて最低基準を実施するための「法的手段」を企業に提供し、供給者に基準の遵守を求める企業の輪を広げることで、クリティカルマスを生み出すことになる¹⁶⁰⁾。これにより、特に、市場力が限られていることが多い中小企業においても、最低基準を実施することが可能となることが考えられる。人権デュー・デシリジェンスの確立は、ビジネスにおいて、人権を不可欠な要素とする文化的変化に重要な貢献をし、人権リスクの認識をも促すことが期待されている¹⁶¹⁾。

第7節 小 括

第3章では、ドイツで2021年に制定されたサプライチェーン注意義務法について取り上げた。ドイツでは、UNGPの影響を受けて策定したNAPにより、企業に対し人権に関して拘束力のない、自主的な要求がなされるにとどまっていた。しかし、NAPの要求事項の実施状況は、2020年半ばまでで、13～17%にとどまっており、50%に到達しないことが判明した。そのため、ドイツ連邦政府は、自主規制では不十分であると判断した。そこで制定されたのがサプライチェーン注意義務法である。サプライチェーン注意義務法では、制裁措置を伴った規制により、対象企業に多くの新しい義務が課される。このことにより、ドイツ国内に拠点のある一定規模以上の企業は、人権注意義務として、製品・サービスの全てのサプライチェーンを見直す必要がある。具体的には、人権リスクについて把握すること、将来のリスクを防止すること、特定された違反行為を防止、収束、最小化することが義務付けられている。人権注意義務としてどれだけの要求がなされるかは、影響力の度合いに応じて階層別に区分されている。自己の事業領域（第0階層）については、

159) Ertl/ Schebesta, supra note 74, at 3.

160) Ertl/ Schebesta, supra note 74, at 3.

161) Bälz (Fn,148) S.653.

最高レベルの注意義務を負っている。直接的供給者（第1階層）の場合は若干の緩和がある。間接的供給者（第2階層）の場合、注意義務は、違反が判明した場合にのみ存在する。これらの区分とは別に、各企業は、ポリシー・ステートメントを発行し、異議手続を整備し、義務の遵守に関する報告書を公表しなければならない。本法に違反すると、強制賦課金や過料だけでなく、公的契約の締結から排除されることもある。もっとも、本法の違反による民事裁判所での法的措置のおそれはない。

第4章 ドイツ—私法上の規制

本章では、ドイツにおける私法上の規制が人権侵害に対してどのように適用されるかを検討することにした。私法上の規制として、企業に対する民法上の不法行為責任及び契約責任、取締役の会社に対する株式法上の責任を取り上げる。これらが有効に機能するのであれば、企業の人権侵害に一定の効果を期待することができる。

以下、本章では、企業（以下、Aとする）、コンツェルンにおけるAの子会社（以下、Bとする）、Aの契約相手方である供給者の企業（以下、Cとする）並びにAと直接的な契約関係はないがAの事業活動に関連する供給者の企業（BやCの契約相手方等。以下、Dとする）というサプライチェーンの事例を用いる。このような事例を用いて、A、B、C及びDが行った人権侵害につき、A及びA取締役がどのような義務及び責任を負うのかについて検討することにした。

第1節では、民法典における契約外並びに契約上のAの義務及び責任、第2節では、株式法におけるA取締役の義務及び責任を取り上げる。

第1節 民法上の規制

1. 企業の不法行為責任

人権侵害が不法行為に当たる場合、国内の裁判所における民事損害賠償の

救済が認められている。そのため、企業が人権侵害を行った際にまず問題となるのは、企業に対する民法上の不法行為責任である。民事上の損害賠償責任が発生したとしても、認められた不法行為は人権侵害の重大性によって人権の重要性を正当化するものではない上に¹⁶²⁾、訴訟は事実上被害者にとってハードルが高いという問題がある。また、そもそもドイツ法が準拠法に選ばれない可能性が高いという問題もある。もっとも、被害者救済のための一手段としては検討する余地があると考ええる。責任の所在が極端な場合に限定されているものの、特別な法的責任基準に関わらず、現行の法律においても人権侵害についての責任が課される可能性は存在する¹⁶³⁾。それは、ドイツ民法典 (BGB) 823条1項に基づく責任であり、本規定による損害賠償責任は、義務に反して規範により保護される法的利益を侵害し、損害をもたらしたことを前提としている。以下ではまず、A自身の人権侵害についてのAの責任について検討する。

(1) 人権の保護法益該当性

BGB823条1項は、生命、身体、健康、自由、財産等の権利を保護するものである¹⁶⁴⁾。したがって、人権全体がBGB823条1項で保護されているわけではない¹⁶⁵⁾。しかしそうであっても、BGB823条1項に規定されている「その他の権利」に人権が該当するのではないかとも考えられる。BGB823条1項に規定されている「その他の権利」は、誰に対しても財産と同じ効力を持つ権利のことである¹⁶⁶⁾。しかし、人権は、基本法により基本権として保障

162) See Office of the UN High Commissioner for Human Rights, *Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law*, General Assembly resolution 60/147 (2005) 6-7.

163) Bälz (Fn.148) S.654.

164) Vgl. Gerhard Wagner, in: MüKoBGB, 8. Aufl. (2020) §823 BGB, Rn.192 ff.

165) Bälz (Fn.148) S.650.

166) Hartwig Sprau, in: Christian Grüneberg, *Bürgerliches Gesetzbuch*, 81. Aufl. (2022) §823, S.1441 ff.

されているものの、国家による権力行使を拘束するものとして保障されている¹⁶⁷⁾。そのため、直接的な第三者効力がなく、私人に直接的な影響を及ぼさない¹⁶⁸⁾。したがって、人権は、BGB823条1項における「その他の権利」ではない。同様の理由で、基本法は、BGB823条2項の意味における保護法とはみなされない。すなわち、基本法に違反して人権を侵害したとしても、不法行為責任は追及されない¹⁶⁹⁾。私法関係において、基本権の直接的な第三者効力が認められてしまうことを懸念しているのである。しかし、国家の義務と国民の義務を区別して考えることは、基本法1条3項や、基本権に関する一般的な理解とは矛盾しており、私法上の規定は、むしろ基本法と調和するように解釈されなければならないともされる¹⁷⁰⁾。また、サプライチェーン注意義務法も保護法とはみなされないとされたため、サプライチェーン注意義務法の違反から不法行為責任を導くこともできない。

もっとも、基本的人権（生命、身体、健康、自由、財産）とBGB823条1項の保護範囲の間には広範な一致があり¹⁷¹⁾、そのため、人権保障の中核となる領域は、すでに不法行為法で保護されている¹⁷²⁾。国際法の発展により、人権が民間企業に対しても法的拘束力を持つという見解が有力になった場合、それによって、人権は、BGB823条1項の意味における「その他の権利」となる可能性は指摘されている¹⁷³⁾。また、基本法が私人を拘束しないとしても、国家は、私人の基本権により保護される法益を保護する義務を、基本法を根拠として負うため、そのような形で私法を構成する義務があるとされ

167) Bälz (Fn.148) S.650.

168) Vgl. Matthias Herdegen, Internationales Wirtschaftsrecht, 12. Aufl., Kurzlehrbücher für das juristische Studium (2020) 83, Rn.82.

169) Wagner (Fn.164) §823 BGB, Rn.549.

170) Gerhard Wagner, *Materialisierung des Schuldrechts unter dem Einfluss von Verfassungsrecht und Europarecht-Was bleibt von der Privatautonomie?*, in: Blaurock/Hager, *Obligationenrecht im 21. Jahrhundert* (2010) 13, 64 ff.; Vgl. BVerfGE Urt. v. 15.1.1958, NJW (1958) 257, 257.

171) Wagner (Fn.164) §823 BGB, Rn.548 ff.

172) Bälz (Fn.148) S.650.

173) Bälz (Fn.148) S.650.

る¹⁷⁴⁾。

(2) 人権侵害における義務違反の判断基準

BGB823条1項に基づく責任を生じさせる因果関係は、不法行為者の現実の行為が法益の侵害を引き起こしたかどうかではなく、その法益の侵害が義務違反に基づいているかどうかを前提としている¹⁷⁵⁾。したがって、不法行為者が相当な注意を払わずに行動したために損害が生じた場合、義務違反として責任を問われる¹⁷⁶⁾。この場合、その払わなければならない「注意」とは具体的にどのような基準で判断されるのであろうか。ローマII規則(Rom-II-VO)4条1項により、外国での不法行為における一般的な注意の要件は、主に損害の発生した国の法律に基づいている。したがって、原則としてその国の安全基準に準拠していれば足りることになる。しかし、これは例外なく適用されるものではなく、距離の隔たりのある不法行為については、Rom-II-VO4条1項の一般規定から離れて、Rom-II-VO17条の規定を適用することができる。Rom-II-VO17条は、責任の原因となる事象の履行地で施行されている、通常はより厳格な、安全規定及び行為規定が、実際にかつ適切な範囲において考慮されなければならないと規定している。そのため、行為地の法に従って、注意の要件を満たすかどうかを判断することができる¹⁷⁷⁾。この規定は、規制の間隙があることから、責任を生じさせる損害の発生場所及び発生時間が、安全規定及び行動規定の適用基準として適切でない場合を念頭に置いた規定である¹⁷⁸⁾。したがって、ドイツ企業が、外国の特定のプロジェクトに参加したり、特定のパートナーと協力したりするという基本的な経営上の意思決定を行った場合、当該注意の要件にドイツ法が適

174) Wagner (Fn.164) Vor. §823 BGB, Rn.79.

175) BGH Urt. v. 18.9.2009, Neue Juristische Wochenschrift (NJW) (2009) 3787, Rn.33; grdl. Peter Hanau, Die Kausalität der Pflichtwidrigkeit (1971) 83-95; Wagner (Fn.164) §823 BGB, Rn.71.

176) BGH (Fn.175) Rn.33; Wagner (Fn.164) §823 BGB, Rn.71.

177) Markus Junker, in: MüKoBGB, 8. Aufl. (2021) Art.17 Rom- II -VO, Rn.9.

178) Junker (Fn.177) Rn.9.

用される可能性がある¹⁷⁹⁾。すなわち、注意義務を判断する際に、ドイツの法律で定められた基準を使用することができる¹⁸⁰⁾。

(3) B 及び C の人権侵害に関する A の不法行為責任

次に、B による人権侵害（この人権侵害は、B の不法行為に該当するものとする）に関する、A の責任について検討する。契約外の損害賠償請求についての原則は、その不法行為を行った企業自身、すなわち個々の企業体のみ関係するため、基本的に国内外の子会社に対する損害賠償責任を親会社に転嫁することはできない¹⁸¹⁾。そして、当該企業の取締役のみが、会社法上の権利と義務を有する機関であり、その行為のみが、BGB31条に基づいて個々の法人に帰属する¹⁸²⁾。

しかし、綿密な企業組織の不法行為責任が、個々の企業の範囲に止まるのか、あるいは法人を超えて同じKonzernの他の会社にまで及ぶのかは、未解決の問題であるとされる¹⁸³⁾。B の行った人権侵害にあたる不法行為に対して A が責任を負いうるかという問題が、人権侵害の責任に関する議論によってドイツにおいて注目されているのである。特に、Konzern全体の組織的責任が、「Konzern形成による責任の細分化」¹⁸⁴⁾に逆行する可能性があるため、極めて重要であるとされている¹⁸⁵⁾。もし仮に親会社の責任が認められるように定式化されるのであれば、親会社に対して、Konzern

179) Bälz (Fn.148) S.650.

180) Bälz (Fn.148) S.651.

181) Vgl. Wagner (Fn.164) §823 BGB, Rn.110 ff.

182) BGH Urt. v. 2.12.2014, GWR (2015) 32; Holger Fleischer/Stefan Korch, *Konzerndeliktsrecht: Entwicklungsstand und Zukunftsperspektiven*, Der Betrieb (DB) (2019) 1944, 1950. したがって、A 取締役が A をして B、C、D とともに共同で不法行為を行った場合は、A は、当然に不法行為責任を負いうる (BGB830条、31条)。

183) Gerald Spindler, *Unternehmensorganisationspflichten*, 2. Aufl., Universitätsverlag Göttingen (2011) 948 ff.

184) Vgl. Peter Hommelhoff, *Produkthaftung im Konzern Dieser Beitrag beruht ebenso wie der nachfolgende von Westermann auf einem Vortrag anlässlich des Gedenkkolloquiums für Jörg Auf der Hode am 9.1.1990 in Bielefeld.*, Zeitschrift für Wirtschaftsrecht (1990) 761, 762.

185) Wagner (Fn.164) §823 BGB, Rn.110 ff.

ン全体の組織的責任を通じた準支配を認めていることが明らかである¹⁸⁶⁾。ここでは、私法上の原則である、会社法の法人格の原理に直面してしまうこととなる¹⁸⁷⁾。親会社の子会社に対し法的に利用可能な業務指揮権¹⁸⁸⁾や監督権(株式法(AktG)17条)を行使しなかった不作為を理由に責任を認めてしまえば、法人格の原理は書類上だけのものとなってしまう一方、それらの権限の積極的行使のみに限定して責任を認めるとなると、子会社の行動に関して見て見ぬふりをしようといった逆効果のインセンティブが働くというジレンマに陥る¹⁸⁹⁾。

Cによる人権侵害(この人権侵害は、Cの不法行為に該当するものとする)に関する、Aの責任について検討すると、現行のドイツ法の下で既に、Aに対して一般的な人権デュー・ディリジェンスの義務が課されているかどうか、及び課されている場合におけるその内容について、議論がなされている¹⁹⁰⁾。そして、サプライチェーン注意義務法に基づいたAに対する私法上の請求権が認められなかったために、これからも議論される必要がある。しかし、供給者に関して責任を負わせるといった法律上の規定がない以上、不法行為法の信頼原則の問題に直面する¹⁹¹⁾。もっとも、学説では、供給者による人権侵害の可能性に関して、信頼原則を破り、ドイツの企業体の非常に広範囲な不法行為上の義務を正当化する傾向が認められる¹⁹²⁾。その結果、ドイツ企業は、契約上の義務及び対応する管理手段を通じて、供給者の経済活動に

186) Marc-Philippe Weller/Chris Thomale, *Menschenrechtsklagen gegen deutsche Unternehmen*, *Zeitschrift für Unternehmens- und Gesellschaftsrecht* (2017) 509, 521 f.; Gerhard Wagner, *Haftung für Menschenrechtsverletzungen*, *Rabels Zeitschrift für ausländisches und internationales Privatrecht* (2016) 717, 762.

187) Björn Schneider, *Menschenrechtsbezogene Verkehrspflichten in der Lieferkette und ihr problematisches Verhältnis zu vertraglichen Haftungsgrundlagen*, *NZG* (2019) 1369, 1370.

188) 例えば、支配契約の場合は、AktG308条から業務指揮権が導かれる。

189) Wagner (Fn.164) §823 BGB, Rn.113.

190) Schneider (Fn.187) S.1369 ff.; Chris Thomale/Leonhard Hüber, *Zivilgerichtliche Durchsetzung völkerrechtlicher Unternehmensverantwortung*, *JuristenZeitung* (2017) 385 ff.

191) Schneider (Fn.187) S.1370.

192) Weller/Thomale (Fn.186) S.520 ff.; Thomale/Hübner (Fn.190) S.394.

関連する不法行為が行われないように「他者への損害を可能な限り防止するための合理的な防止措置」を取る義務を負うことになる¹⁹³⁾。

2. 企業間における契約の法的性質

今日、多くの企業は、企業方針の一定の原則を定義した行動規範 (Codes of Conduct) を有し、法律の遵守を求めるコンプライアンス条項を契約上規定している。これらの契約責任の構成が、不法行為法に基づく責任に加えて、重要な役割を果たしている¹⁹⁴⁾。これらは、特に、コンツェルンではないC及びDのリスク管理を行うAにとって重要な手段となる。

(1) Aにおける人権尊重に関する行動規範の性質

行動規範は、企業方針の一定の原則を定義したものである。規則の典型的な対象は、例えば、人権を尊重し、その実現を支援すること、強制労働や児童労働を排除すること等の、第三者の人権に関するデュー・ディリジェンスの問題と関わる¹⁹⁵⁾。そういった私的な規則の法的性質については議論があり、基本的には、行動の指針となるルールではあるものの、拘束力はないとされている¹⁹⁶⁾。したがって、上記の行動規範がAに存在したとしても、拘束力を持ってAやA取締役、Aの労働者等に対して人権尊重を要求することはできない。しかし、このことは、行動規範全体が取るに足りないものであることを意味するのではなく、企業の認識を定義し、人権デュー・ディリジェンスの基準となる重要なポイントとなると同時に、不明確な規制環境の中で、経営者や労働者に方向性を提示できる点に意義がある¹⁹⁷⁾。

193) Sprau, in: Grüneberg (Fn.148) §823 BGB, S.1441 ff.

194) Schneider (Fn.187) S.1370.

195) Bälz (Fn.148) S.653.

196) Vgl. Spießhofer (Fn.53) S.445 f.

197) Bälz (Fn.148) S.654.

(2) AC間の契約における人権尊重に関する行動規範の性質

さらに、行動規範が契約の構成要素とされている場合には、当事者は通常、契約によって行動規範を遵守する義務を負う¹⁹⁸⁾。その場合、行動規範は、普通取引約款 (AGB) と同様に、BGB305条以下に服する¹⁹⁹⁾。したがって、Cが人権尊重に関する行動規範に違反した場合、BGB314条に基づく重大な理由があれば、行動規範に基づく権利を直接行使して、当事者であるAは契約の解約を告知することはできる²⁰⁰⁾。これは、逆の場合も同様である。

(3) AC間の契約に基づく第三者の人権尊重義務

行動規範に規定されている権利が保障されているはずの第三者が、A側にその権利を主張するということも考えられる。しかし、行動規範を契約書に盛り込むことが、どの程度まで労働者や顧客といった第三者の契約上の強制力のある権利を直接的に確立することになるのかは疑問であるとされる²⁰¹⁾。なぜなら、第三者が含まれていると仮定しても、ほとんどの場合、BGB133条、157条に基づく、対応した拘束の意思がないために挫折するからである²⁰²⁾。とりわけ第三者がCと契約関係にある場合 (例えば、第三者がCの労働者であるような場合)、当該第三者はCに対して契約上の請求権を持つことになる。そうすると、債務関係の相対性により、(Cからどれだけ補償を受けられるかはともかくとして) AC間の契約から第三者が保護される必要はないとされる²⁰³⁾。

198) Bälz (Fn.148) S.654.

199) Birgit Spießhofer/Friedrich Graf von Westphalen, *Corporate Social Responsibility und AGB-Recht Aufsatz*, BB (2015) 75, 78 ff.

200) Bälz (Fn.148) S.654.

201) Schneider (Fn.187) S.1370.

202) Vgl. Gießen Rudkowski, *Arbeitsbedingungen in den globalen Lieferketten – Verantwortung deutscher Unternehmen de lege lata und de lege ferenda*, Recht der Arbeit (2020) 232, 239 ff.

203) Schneider (Fn.187) S.1370.

(4) AC 間の契約に基づく D への法令遵守確保義務

契約には、一般的に「法律の遵守」を求めるコンプライアンス条項が含まれている。この条項では、契約の相手方が適用される法的規制を遵守することが求められ、ここには、当然に人権保障も含まれる²⁰⁴⁾。とりわけ問題となるのは、契約の相手方である C がコンプライアンス条項により、その契約の相手方やその下請け業者、その供給者といった D の法令遵守を保証する義務を負う場合である²⁰⁵⁾。第三者の法的忠実性に対する責任を負うことは、ドイツ法では異質なものであり、その結果、少なくとも AGB においては、対応する義務を効果的に合意することができないと論じられている²⁰⁶⁾。さらに、「人権の尊重」等の一般的な義務は、AGB の対象となる C が、実際の行動に移すことは困難であるため、信義誠実の要件に反して不相当に不利益を与え（規定が明確でなく理解しにくい場合を含む）、それゆえに無効であるとする AGB の審査基準が適用され、無効となる可能性がある²⁰⁷⁾。しかし、このことは、C が、D に一定の基準を伝える義務を負うという、対応する「努力義務」のようなものを AGB で規定する可能性を排除するものではないとされる²⁰⁸⁾。そのような条項の内容が、特定できる規定となっている限り、上記と同様に、合理的な理由による解約告知を行うことができる²⁰⁹⁾。また、BGB307条3項によると、AGB の規制は、条項が法律上の規範の内容を反映している限りにおいて適用されない²¹⁰⁾。したがって、サプライチェーン注意義務法の人権注意義務を反映した条項は、AGB 規制の対象にはならず、したがって、その効力は否定されないこととなる。

204) Bälz (Fn.148) S.654.

205) Bälz (Fn.148) S.654.

206) Spiekhofner/Graf (Fn.199) S.79 ff.

207) Vgl. Bälz (Fn.148) S.654.

208) Bälz (Fn.148) S.654.

209) Christian Grüneberg, in: Grüneberg (Fn.148) §307 BGB, S.424 ff.

210) Bälz (Fn.148) S.654.

第2節 株式法上の規制

1. 取締役の会社に対する義務

取締役は、業務執行にあたり、通常かつ誠実な業務執行者の注意を払わなければならない (AktG93条1項)。そして、取締役は、義務に違反した場合、会社に対し、義務違反から生じた損害を賠償しなければならない (AktG93条2項)。人権侵害において、取締役に課せられる義務としては、株式法上の取締役の責任要件を5つに整理した Raiser らの分類によると²¹¹⁾、第2類型及び第4類型が該当すると考えられる。

まず、サプライチェーン注意義務法違反は第2類型に該当する。すなわち、取締役は、対外的な関係において、法的主体の企業として活動するにあたり遵守すべき全ての法令を遵守する義務、すなわち適法性義務を負う。したがって、取締役が会社をしてサプライチェーン注意義務法に違反せしめた場合、AktG93条1項・2項に基づき、会社に課された過料額相当の損害につき賠償する義務を負う²¹²⁾。この義務は、A、B、C、D、いずれの人権侵害についても、A取締役に課せられうる。この場合において、法令遵守よりも違反の継続の方が会社にとって利益であるという取締役の抗弁は原則認められない²¹³⁾。

次に、第4類型において、取締役は、その職務上課せられる注意義務を負う。この注意義務は、アメリカと同様に、忠実義務と分けて分類されている。この取締役の負う義務を一般的に定式化することは難しいが、企業規模、業種、市場状況というような、具体的事情に従って個別に決定される²¹⁴⁾。取締役の業務執行において内在する人権リスクについても、取締役は、当然に注意義務を負う。人権リスクについては、とりわけ、以下の早期警戒システ

211) Thomas Raiser/Rüdiger Veil, *Recht der Kapitalgesellschaften*, 5. Aufl. (2010) 137.

212) 高橋英治『ドイツ会社法概説』(2012年、有斐閣) 157頁参照。

213) Raiser/Veil (Fn.211) S.143.

214) 高橋・前掲注 (212) 157-158頁。

ム構築義務が問題となると考えられる。

2. 早期警戒システム構築義務

人権リスクを含めた、会社の存続を危うくするような動向の早期識別のための監督システムの設置は、株式法上の義務として規定されている。ドイツにおいては、株式法の規定が制定される以前にも、実務では、監視・監督システムの設置及び決算検査役によるシステム評価と評価結果の状況報告書への記載が定着していた²¹⁵⁾。しかし、法律上規定が存在しなかったために、会社ごとに差異が見られた²¹⁶⁾。そこで、日本では内部統制システム構築義務と言われるような義務を課す規定が、1998年、企業領域における監視及び透明性に関する法律 (KontraG)²¹⁷⁾ により株式法に新設された。AktG91条2項は、「取締役は、会社の存続を危うくするような動向を早期に認識できるように、適切な措置を講じ、特に監督システムを構築しなければならない。」と規定している。「会社の存続を危うくするような動向」には、会社又はコンツェルンの資産状況、財政状況及び収益状況に重大な影響を及ぼす、特にリスクの高い取引、不正確な決算及び法規違反が含まれる²¹⁸⁾。ここには、人権リスクの高い取引や、サプライチェーン注意義務法違反も含まれる。この規定は、AktG76条に基づいて課される、組織構成を含んだ取締役の一般的な監督義務の法律上の明確化かつ強調であり、この AktG91条2項における組織構成義務に違反することによって、会社に生じた損害について、取締役は、連帯して会社に対して損害賠償責任を負いうる (AktG93条2項)²¹⁹⁾。

AktG91条2項に基づく義務違反が問題となった初めての訴訟は、AktG93

215) Peter Hommelhoff/Daniela Mattheus, *Corporate Governance nach dem KonTraG*, Die Aktiengesellschaft (1998) 249, 251.

216) Hommelhoff/Mattheus (Fn.215) S.251.

217) Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG) v. 27. 4. 1998.

218) Deutscher Bundestag, Entwurf eines Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KontraG), BT-Drs. 13/9712 v.28.01.98, 15.

219) Deutscher Bundestag (Fn.218) S.15; Hans-Joachim Mertens/Andreas Cahn, *Kölner Kommentar zum Aktiengesetz*, 3. Aufl. (2010) §91 Rn.27.

条2項に基づく、会社法上の内部責任に関するミュンヘン地方裁判所第1審判決（ノイビュルガー（Neubürger）事件）であった。本訴訟では、ジーメンスコンツェルンを事実上1つの企業であると扱うことにより準支配を認めることで、適法性原則の遵守についての全体的な責任の枠内で、コンツェルン単位においても、損害防止及びリスク管理のためのグローバルに機能する適切な監督システムを構築する義務が、取締役にあるとみなされている²²⁰⁾。すなわち、①会社組織の中でのコンプライアンス責任者の明確化、②当該責任者への報告系統の確立及び当該責任者に対する適切な権限付与、③システムの監督のための継続的な情報収集、④システムの作動を疑うべき事情の報告を受けた際の然るべき対応の4点が、適切な時期に行われるよう要求されていた。Fleischerは、ノイビュルガー判決について、監督システムの設置及び具体的形成の義務、疑いを生じさせる事情及び違反が明らかになった場合の行為義務、監督システムの検査及び整備義務の3つの義務を、株式法におけるコンプライアンス準則として示したと指摘しており²²¹⁾、これらの義務が、当該規定により、取締役に課せられていると解される。また、商法典（HGB）290条の意味における親企業の場合、監督義務及び組織構成義務は、会社の存続を危うくするような動向が、子会社から始まる可能性がある限りにおいて、現に存在する会社法上の蓋然性の枠内で、コンツェルン全体の義務として理解される²²²⁾。

AktG91条2項の規定を基礎として、監査の範囲も拡張された²²³⁾。同じく新設されたHGB317条4項は、「上場会社の場合、さらに監査の枠内において、取締役がAktG91条2項に基づき義務付けられている措置を適切な形で講じたかどうか、及び同法に基づいて設置されなければならない監督システムが、その責務を果たしうるかどうかの評価されなければならない。」と規定して

220) LG München I, Urt. v. 10.12.2013, NZG (2014) 345, 346f.; Wagner (Fn.164) §823 BGB, Rn.111.

221) Holger Fleischer, *Aktienrechtliche Compliance-Pflichten im Praxistest: Das Siemens/Neubürger-Urteil des LG München I*, NZG (2014) 321, 326.

222) Deutscher Bundestag (Fn.218) S.15.

223) Deutscher Bundestag (Fn.218) S.15.

いる。理由書では、様々な企業のリスクヘッジのためには、法定代理人による適切な措置と、その措置の監督を行うしかなく、監査役は、HGB317条4項に基づく義務の枠内で、取締役が構築する監督システムが、その責務を果たせるか否かを評価しなければならないとされている²²⁴⁾。また、HGB321条4項に基づき、その評価結果を監査報告書に記載し、監督システムの改善措置が必要かどうかを検討しなければならない。

第3節 小 括

第4章では、ドイツ法における、企業の不法行為責任、企業間における契約の法的性質、取締役の会社に対する義務について取り上げた。その検討結果の概要は以下のとおりである。

まず、ドイツ民法のもと、企業には不法行為責任が適用される (BGB823条1項)。人権全体が本規定で保護されているわけではないが、「生命、身体、健康、自由、財産」に関するものと規定されており、この規定を用いて、人権侵害の場合に、企業の責任を追及することが可能である。したがって人権保障の中核となる領域は、すでに不法行為規定で保護されている。また、不法行為責任は、法益の侵害が義務違反に基づいていることを前提としているが、不法行為者がその職務を遂行する上で十分な注意を払わない場合、義務違反となる。その注意の要件は、例外的に行為地の法に従うことができ (Rom-II-V017条)、したがって、ドイツ企業が経営上の意思決定を行った場合、当該注意の要件にドイツ法が適用される可能性がある。

次に、企業間の契約の法的性質について、とりわけ、第三者の人権尊重義務及び第三者への義務遵守確保義務を取り上げた。前者に関しては、人権を尊重することといった行動規範を契約に盛り込んだとしても、対応した拘束の意思がないために、第三者の権利を確立するのは難しいと考えられる (BGB133条、157条)。また、後者に関して、第三者の法的忠実性に対する責任を負うことはドイツ法では異質なものであり、その結果、少なくとも

224) Deutscher Bundestag (Fn.218) S.15.

AGBにおいては、対応する義務を効果的に合意することができないと論じられている。しかし、法律上の規範の内容を反映している限りで、約款規制に服しないとされているため（BGB307条3項）、サプライチェーン注意義務法を反映した条項には適用されない。そのため、本法の注意義務に沿った条項は有効である。

さらに、ドイツ株式法では、取締役は、業務執行にあたり、通常かつ誠実な業務執行者の注意を払わなければならないため、法令遵守の義務を負う。そのため、取締役が、会社をしてサプライチェーン注意義務法に違反せしめた場合、損害賠償責任を負うこととなる（AktG93条）。

なお、人権リスクを含めた、会社の存続を危うくするような動向の早期識別のための監督システムの設置義務が、株式法上の義務として取締役に課せられている（AktG91条2項）。この義務に違反すると、会社に生じた損害について、取締役は損害賠償責任を負うこととなる（AktG93条2項）。取締役の義務内容としては、監督システムの設置及び具体的形成の義務、疑いを生じさせる事情及び違反が明らかになった場合の行為義務、監督システムの検査及び整備義務の3つの義務が挙げられている。

第5章 むすびに代えて

本稿では、第3章と第4章において、多国籍企業が、その企業自身として、親会社として、そして供給者となる企業やそのステークホルダーに大きな影響を及ぼす存在として、人権に関してどのような義務と責任を負うのかにつき、ドイツ法を取り上げて検討した。第3章で、2021年に制定されたサプライチェーン注意義務法の内容を詳細に吟味し、第4章で、この問題についてのドイツ民法や株式法の規制の適用可能性を検討した。本章では、むすびに代えて、サプライチェーン注意義務法（以下、本法という）の意義を私法上の規制に関連づけて述べることにしたい。

本法は、違反者に対して直接的な私法上の効果を規定するものではない。

もつとも、以下の点で、重要な意義を有するものと評価できる。

まず、制裁を伴った本法は、人権侵害を起こさせない強いインセンティブを企業経営者に与えることが期待される。確かに、民事上の損害賠償責任を課すことで、企業経営者に同様のインセンティブを付与することは可能である。しかしサプライチェーンを辿れば辿るほど、立場の弱いステークホルダーが多く存在し、また基本的に外国人であることから、被害者が当事者となって訴訟が提起されるリスクは極めて小さいものとなる。この点で、当該訴訟リスクによるインセンティブづけは弱く、本法によりインセンティブを与える意義があるといえる。

次に、民法・株式法の規制は義務違反行為によって損害が発生することを要求しているため、たとえ義務違反行為があったとしても、損害が発生していなければ責任を問われることはない。これに対して、本法における人権注意義務は結果責任ではなく、行為責任である。そのため、義務違反が確認されれば、人権侵害の行為が行われる前に制裁を課すことも可能である。この点で、私法上の責任を問う前の段階で、有効に人権侵害を防止することが可能となる。

また、本法で課されている義務に違反するような行為をしていた場合、その行為は法令違反行為であり、そのような業務執行を行った取締役は、AktG93条の責任を問われることとなる。したがって、法令遵守という形で取締役に対して端的に人権リスクに関する義務を課すことができる点にも本法の意義がある。

さらに、本法には、義務違反行為が列挙されている。この点で、民法や株式法の抽象的な規定の適用と比較して、規制の予見可能性に優れている。さらに、デュー・ディリジェンスの実施にはコストがかかる場所、企業の経営者が果たすべき義務を明確にすることで、企業間での公正な競争条件を作り出すことができる。

最後に、本法の人権注意義務の規定は、民法上の不法行為責任における注意基準及び株式法上の経営判断における注意義務に、影響を及ぼすことも考

えられる。上述したように、本法は新たな民事責任規定を設けるものではない。そのため、実務では、人権注意義務の違反に対する企業責任があるかどうかではなく、本法における人権注意義務の規定が、不法行為の注意基準にどのように影響するか、また誰がそれを遵守する責任があるかが問題となる²²⁵⁾。同時に、ノイビュルガー事件で要求されていた早期警戒システム構築義務の内容と、サプライチェーン注意義務法で要求されている事項が重なる部分も多く、株式法上の義務内容についても影響を及ぼすことが考えられる。

人権侵害は、これまで、人道上の問題として、国内では憲法の分野等で、国家の視点から、直接にそれを是正する方策が議論されてきた。他方で、現代社会では、企業取引がグローバル化するなか、サプライチェーンにおける企業による人権侵害が深刻になっている。このような人権侵害を是正するには、先の視点に加えて、サプライチェーンを組み込んだ企業及びその経営者に対して一定の適切な法的義務及び責任を課すことが有用である。これによって、間接的にはあるものの、人権侵害を防止又は是正する効果が期待されるためである。サプライチェーンにおける人権侵害については、ドイツだけでなく、その他の先進諸国において立法等で対処する動きが顕著である。しかし、日本は、これについての対応は遅れていると言わざるを得ない。日本企業は、世界のサプライチェーンにおいて大きな比重を占めていることから、そこで生じる人権侵害に対して、大きな責任を有していることを忘れてはならない。

〔付記〕

本研究は JST 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロウシップ創設事業 JPMJFS2145の支援を受けている。

225) Bälz (Fn.148) S.651.